

2013

3

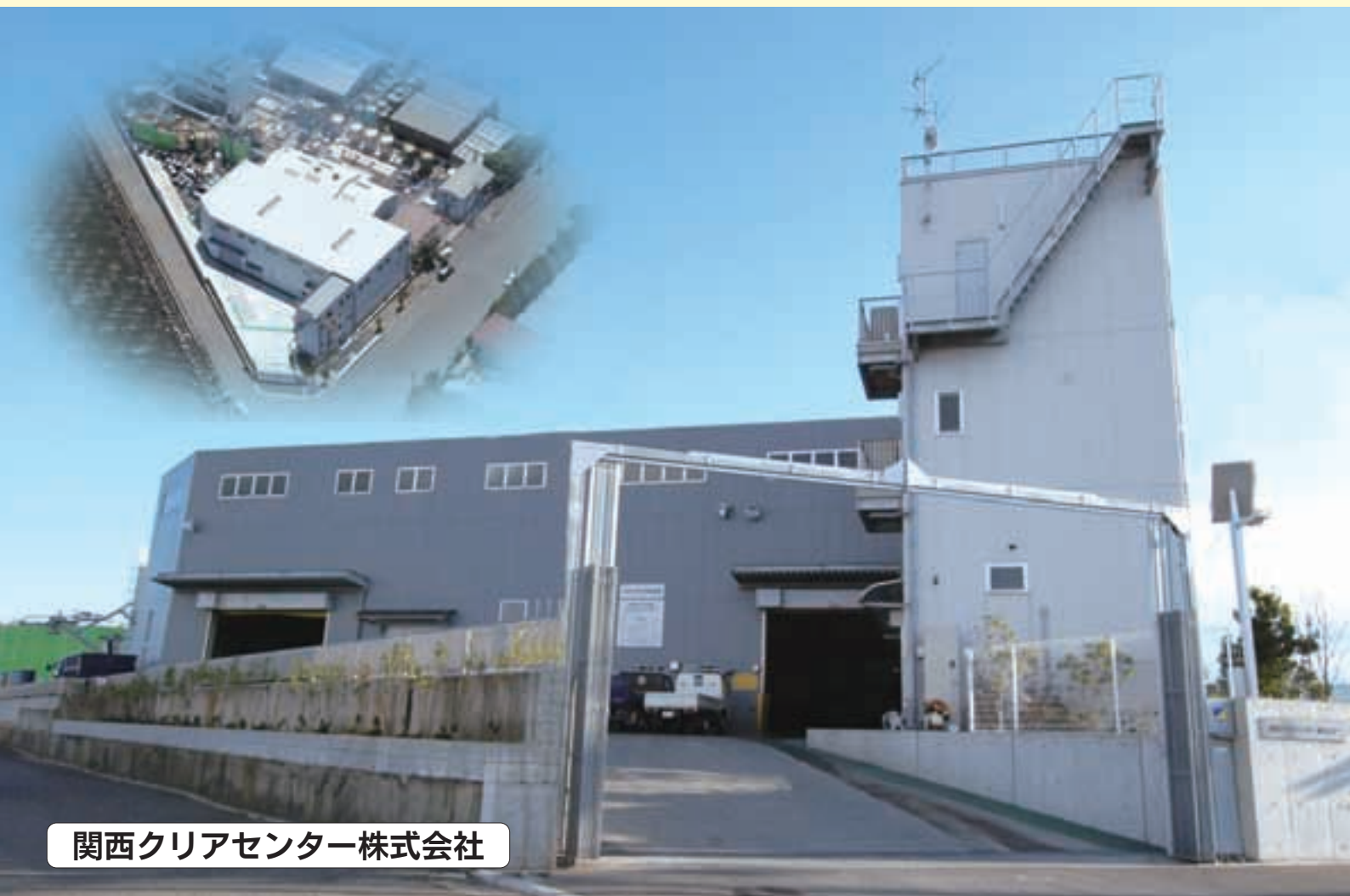
MARCH

Vol.52

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



関西クリアセンター株式会社

特集

環境配慮契約法基本方針・産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項について(案)







産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
近畿地区 平成25年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
講習期間、受講料	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成25年 4月					大阪会場：26日		大阪会場：25日
5月	京都会場 9日～10日 兵庫会場 30日～31日	奈良会場 14日～16日			兵庫会場：14日 京都会場：16日		兵庫会場：15日 京都会場：17日
6月	奈良会場 18日～19日 大阪会場 18日～19日				奈良会場：20日	滋賀会場 11日～12日	大阪会場：20日 奈良会場：21日
7月	滋賀会場 10日～11日		兵庫会場 9日～11日				兵庫会場：12日
8月		兵庫会場 27日～29日			大阪会場：2日 京都会場：29日	大阪会場 7日～8日	大阪会場：1日 京都会場：30日
9月	京都会場 12日～13日 大阪会場 26日～27日				滋賀会場：3日 兵庫会場：12日 和歌山会場：19日		滋賀会場：4日 兵庫会場：13日 和歌山会場：20日
10月	兵庫会場 8日～9日 和歌山会場 23日～24日			大阪会場 7日～10日	大阪会場：17日	京都会場 29日～30日	大阪会場：16日
11月	滋賀会場 12日～13日				奈良会場：22日		
12月	大阪会場 17日～18日				京都会場：4日 兵庫会場：5日		京都会場：5日 兵庫会場：6日 大阪会場：19日
平成26年 1月	京都会場 28日～29日				大阪会場：22日	兵庫会場 23日～24日	大阪会場：21日
2月	兵庫会場 18日～19日 和歌山会場 25日～26日		大阪会場 18日～20日		滋賀会場：4日 京都会場：13日 和歌山会場：27日		滋賀会場：5日 京都会場：14日
3月	大阪会場 11日～12日	京都会場 4日～6日			兵庫会場：11日		兵庫会場：12日 大阪会場：13日

注1 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は4日間となります。

注2 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は5日間となります。

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場  (一社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL：077(521)2550 (こうぜんビル2階)	大阪会場  (公社) 大阪府産業廃棄物協会 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 TEL：06(6943)4016 (中央谷町ビル5階)	奈良会場  (一社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL：0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
京都会場  (公社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL：075(694)3402 (Johnsonビル2階)	兵庫会場  (一社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通4-1-12 TEL：078(371)3177 (日新ビル301)	和歌山会場  (一社) 和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL：073(435)5600 (酒直ビル3階)

C O N T E N T S

特集●環境配慮契約法基本方針・産業廃棄物の処理に係る契約に関する 基本的事項について(案)	2
行政だより●●使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する 法律施行令案等について	22
●海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する 法律等施行後の船舶内において生ずる廃棄物の陸上処理について(通知) (平成24年12月26日環廃対発第121226300号・ 環廃産発第121226300号)	39
●中間処理産業廃棄物が指定廃棄物となった場合等の産業廃棄物管理票等の 取扱いについて(平成25年1月18日環廃産発第1301183号)	41
●平成25年度税制改正の大綱 (平成25年1月29日閣議決定)	47
●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」 の公布について(平成25年2月21日)	48
新規入会会員紹介●	51
OSK通信●	52
●地球環境保全のための3R推進フォーラム ●全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会 ●全国産業廃棄物連合会事務局責任者会議 ●産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会 ●建設リサイクルに関する意見交換会 ●なにわサンパイ塾	
第2回大阪マラソン・チャレンジラン	54
廃棄物処理先進事例調査●(第4回/連載4回)	56
●株式会社パブリック・本部事業所	
会員紹介●関西クリアセンター株式会社	62
新刊紹介●	67
●廃棄物処理法重点整理～弁護士の視点からみる定義・区分と排出事業者 ●廃棄物処理法の解説 平成24年度版	
バックナンバーのご案内●	68
●Clean Life ●よくわかるシリーズ ●廃棄物法制等普及促進シリーズ	

表紙写真提供：

関西クリアセンター株式会社 〒592-8331 大阪府堺市西区築港新町三丁27番地17

特集

環境配慮契約法基本方針・産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項について(案)

(環境配慮契約法基本方針検討会廃棄物専門委員会)

1. 背景と意義

1-1 産業廃棄物の処理に係る契約における環境配慮の必要性と意義

産業廃棄物の不法投棄(新規判明事案)は、投棄件数、投棄量ともに減少傾向にあるものの未だ撲滅には至っておらず、今なお過剰保管を始めとした不適正処理が多く発生している。また、不法投棄等の残存事案についても、残存件数は横ばい、残存量は微増であることから、産業廃棄物の適正処理の推進に向けた施策強化は依然として大きな課題となっている。

一旦不法投棄が発生すると、水質汚濁や土壌汚染等の環境影響、周辺地域のコミュニティの破壊等が生じ、その原状回復には莫大な費用や時間が必要になり、社会的影響は極めて大きい。このため、産業廃棄物の不適正処理を未然に防止することが強く求められており、数次の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の改正においては、不法投棄等の行為者や廃棄物処理業者に対する規制強化とともに、一貫して排出事業者責任が強化されてきた^{*1}。

産業廃棄物排出事業者の責務は単に処理委託を行うにはとどまらない。不法投棄に代表される不適正処理を減らすには、排出事業者による処理事業者の的確な選定が必要であり、これをもって産業廃棄物処理全体の適正化を図ることが排出事業者の責務であるとの自覚が必要である。現在、これに資する制度として、産業廃棄物処理業の健全化に向けた優良産廃処理業者認定制度が平成23年度より運用され、排出事業者が優良認定業者に委託しやすい環境を整備することにより産業廃棄物の適正な処理が推進されている。また、一部の地方公共団体等においても同様の取組がなされている。

一方、産業廃棄物の処理に係る契約においては、適正処理を前提としつつ、温室効果ガス等の排出削減も考慮する必要がある。廃棄物分野から排出される温室効果ガス排出量は、我が国全体の排出量の3%弱を占め、廃棄物分野における対策は軽視できない状況にある。2010年度の排出量は35.5百万t-CO₂で、1990年度の排出量37.2百万t-CO₂に比べて4.6%の減少^{*2}となっており、引き続き排出削減に向けた対策の推進が求められている。

さらに、循環型社会構築に向けて、廃棄物の再生利用も重要である。近年産業廃棄物の最終処分率は順調に低下を続け2009年度には4%以下となっており、再生利用率も全体で53%と5割を超えているが、今後もより一層の推進が必要である。

以上のことを受けて、国及び独立行政法人等における産業廃棄物の処理に係る契約においては、温室効果ガス等の排出削減、産業廃棄物の適正処理や資源としての再生利用の促進等の実施に関する能力や実績等を考慮した事業者の選定が行われることが必要である。こうしたことが、国及び独立行政法人等の契約にとどまらず、地方公共団体や民間部門の契約にも波及していくことにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に寄与することが期待される。

*1 例えば、平成9(1997)年改正においては、マニフェストの使用義務がすべての産業廃棄物に拡大された。また、平成12(2000)年改正では、マニフェスト制度における処分終了の確認義務が最終処分終了まで拡大され、不法投棄等の不適正処分に係る措置命令の対象に排出事業者が追加された。さらに、平成22(2010)年改正においては、排出事業者による産業廃棄物の処理状況確認努力義務が規定された。

*2 2010年度における温室効果ガス排出量の基準年比の内訳は、二酸化炭素が20.6%増加、メタンが57.3%減、一酸化二窒素が2.3%増となっており、焼却等に伴う二酸化炭素の排出量は増加しているものの、埋立や排水処理等に伴うメタンの大幅な削減が図られている。

1-2 本解説資料の使い方

本解説資料は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた、産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項を踏まえ、調達者が具体的に産業廃棄物の処理に係る契約を締結する際の参考として使用されることを想定したものである。

本解説資料は、産業廃棄物の処理に係る契約に当たっての考え方や具体的な内容、実際の事務手続き等について説明したものである。

なお、本解説資料に示した事例は参考例であり、調達者は調達条件を踏まえて適切に対応することが必要である。

2. 契約方式の解説

2-1 産業廃棄物の処理に係る契約の基本的考え方

産業廃棄物の処理に係る契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

- 環境負荷の低減、適正な産業廃棄物処理の実施等の観点から、温室効果ガス等の排出削減に係る取組、優良認定への適合の評価等による裾切り方式を採用。
- 事業者の温室効果ガス等の排出削減に向けた取組等の評価にあたっては、産業廃棄物の収集運搬から中間処理、最終処分の各処理過程における温室効果ガス等の排出削減により、大気・水・土壌、騒音、振動等の各環境質の保全を考慮。
- 事業者の産業廃棄物の再生利用及び適正な処理の実施に関する能力や実績等の評価に当たっては、産業廃棄物を資源として捉えた循環的利用への取組状況や産業廃棄物処理業者の優良認定への適合の評価を考慮。
- 処理する産業廃棄物の種類や再生資源化の種類などの特性を踏まえつつ、具体的な条件については調達者において設定。

2-2 裾切り方式

本契約方式に係る基本的な考え方等を踏まえ、具体的な裾切り方式について、以下に示す。

以下の2つの要素をポイント制により評価し、一定の点数を上回る事業者に入札参加資格を与えることとする。

①環境配慮への取組状況

②優良基準への適合状況

各要素の区分値・配点及び裾切り下限値については、入札実施主体がそれぞれ、以下の観点から適切に判断の上、設定することとする。

ここで、本裾切り方式は、事業者の多様な環境への負荷低減に向けた取組を積極的に評価するとともに、複数の項目によるポイント獲得手段を確保する等の観点から、複数の評価項目のすべてを満足することを求めるものではないが、入札実施主体の判断により、特定の評価項目を満たすことを必須とする（業務請負条件）項目を設定することもできることとする。ただし、公正な競争確保に配慮する。

なお、産業廃棄物の処理に係る契約方式の検討にあたっては、価格のほかに価格以外の要素（環境負荷低減に向けた取組等）を評価の対象に加えて評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式が最善とされた。しかし、現時点では具体的な温室効果ガス等の環境負荷削減効果を算定できないこと等から、最も環境負荷の低減要素と価格のバランスがとれているものの特定が難しいため、産業廃棄物の処理に係る契約において総合評価落札方式の採用は困難であり、当面裾切り方式を採用するものとする。今後、産業廃棄物の処理における温室効果ガス等の環境負荷削減効果に係る知見の蓄積を図り、そ

の削減効果が適切に算定可能となった場合において、総合評価落札方式について再検討を行い、その結果を踏まえ、所要の見直しを行うこととする。

また、当面は優良産廃処理業者認定制度^{※3}の認定は必須項目としないが、制度が施行されて一定期間が経過した後は、認定事業者の状況等を踏まえ、必要に応じ、所要の見直しを行うこととする。

(1) 評価項目

上記の観点を踏まえて、産業廃棄物の処理に係る契約に関する裾切り方式に採用する評価項目の例を表VII-2-1及び表VII-2-2に示す。評価項目はすべての契約において共通の「基本項目」(表VII-2-1)のほかに、入札実施主体の判断により、裾切り方式のオプションとして処理委託を行う相手(収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者)に応じて「追加項目」(表VII-2-2)を評価して加点することができるものとする。

なお、以下の評価事例において、中間処理業者の再生利用の取組については、熱回収の実施のみを例示しているが、入札実施主体の判断により、産業廃棄物の種類に応じた再生利用方法、再生利用率等を必須項目として仕様書に盛り込むことや評価項目として設定することも可能である。

表VII-2-1 産業廃棄物の処理に係る契約における評価項目及び評価内容の例(基本項目)

評価項目		評価内容
環境配慮への取組状況	事業者共通	
	環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表により評価
	温室効果ガス等の排出削減計画・目標	温室効果ガス等に関する排出削減計画の策定・目標の設定 ^{※4} ・公表を評価
	全従業員への研修・教育	全従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関する研修や教育を実施していることを評価
優良基準への適合状況	認定制度への適合	
	優良適性(遵法性) ^{注1}	特定不利益処分を5年間受けていないことにより評価
	事業の透明性	インターネットによる情報公開等により評価
	環境配慮の取組	ISO14001等EMSの認証を受けていることにより評価
	電子マニフェスト	電子マニフェストへの加入の有無により評価
財務体質の健全性 ^{注2}	自己資本比率や経常利益金額等の平均値等事業者の財務体質により評価	

注1：優良適性(遵法性)については適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等を評価する観点から、特定不利益処分を5年間受けていないことが適合条件となっている。このため、新規参入から5年に満たない事業者は0点とする。ただし、新規参入事業者と特定不利益処分を受けた事業者との評価の明確化を図るため、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者(特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む)については、優良適性(遵法性)の項目の配点の2分の1を差し引く(配点の50%を減点)ものとする。

注2：財務体質の健全性については直前3年の各事業年度における財務体質が一定の基準を満たすことが適合条件となっている。このため、事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、本評価項目の自己資本比率及び経常利益金額等について、直近3年を事業参入時点からの経過年数に読み替えるものとする。

※3 認定を受けるためには、表VII-2-1の「優良基準への適合状況」の5項目等の取組を実施した後に認定等の申請を行い、都道府県・政令市の審査を受ける必要がある。

※4 温室効果ガスの総排出量削減のほかに、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む。

表Ⅶ－２－２ 産業廃棄物の処理に係る契約における業態固有の評価項目及び評価内容の例(追加項目)

評価項目		評価内容
環境配慮への取組状況	収集運搬業	
	環境に配慮した運転・管理	エネルギー使用量の把握、エコドライブ、車両点検・整備の実施状況等により評価
	低燃費・低排出ガス車の導入	低燃費・低排出ガス車の導入割合により評価
	中間処理業	
	低公害型建設機械の導入	処理に当たって建設機械を導入している場合は、排出ガス対策型、低騒音・低振動対策型建設機械の導入割合により評価
	熱回収の実施	処理に当たって発電、熱供給、余熱の有効利用等を行う場合は、これを評価
	最終処分業	
	低公害型建設機械の導入	処理に当たって建設機械を導入している場合は、排出ガス対策型、低騒音・低振動対策型建設機械の導入割合により評価

(2) 具体的な配点例

評価項目の区分値・配点及び裾切り下限値については、入札実施主体がそれぞれ適切に判断の上、設定することが基本である。以下では、産業廃棄物処理の処理フロー、処理委託を行う相手が異なる事例について、産業廃棄物の処理に係る契約に関する裾切り方式において評価ポイントの満点の60%以上^{※5}の事業者に入札参加資格を与えることとした場合の、産業廃棄物処理業者の業態別^{※6}の具体的なポイント制の評価項目、区分・配点例を示すこととする。

以下では、処理フロー、処理委託の相手が異なる次の3事例を例示する。

【事例1】収集運搬と中間処理を委託する場合で、収集運搬業者と中間処理業者の入札を一括して行う場合

【事例2】運搬は排出事業者（入札実施主体）が自ら行い、中間処理のみを委託する場合で、中間処理業者のみの入札を行う場合

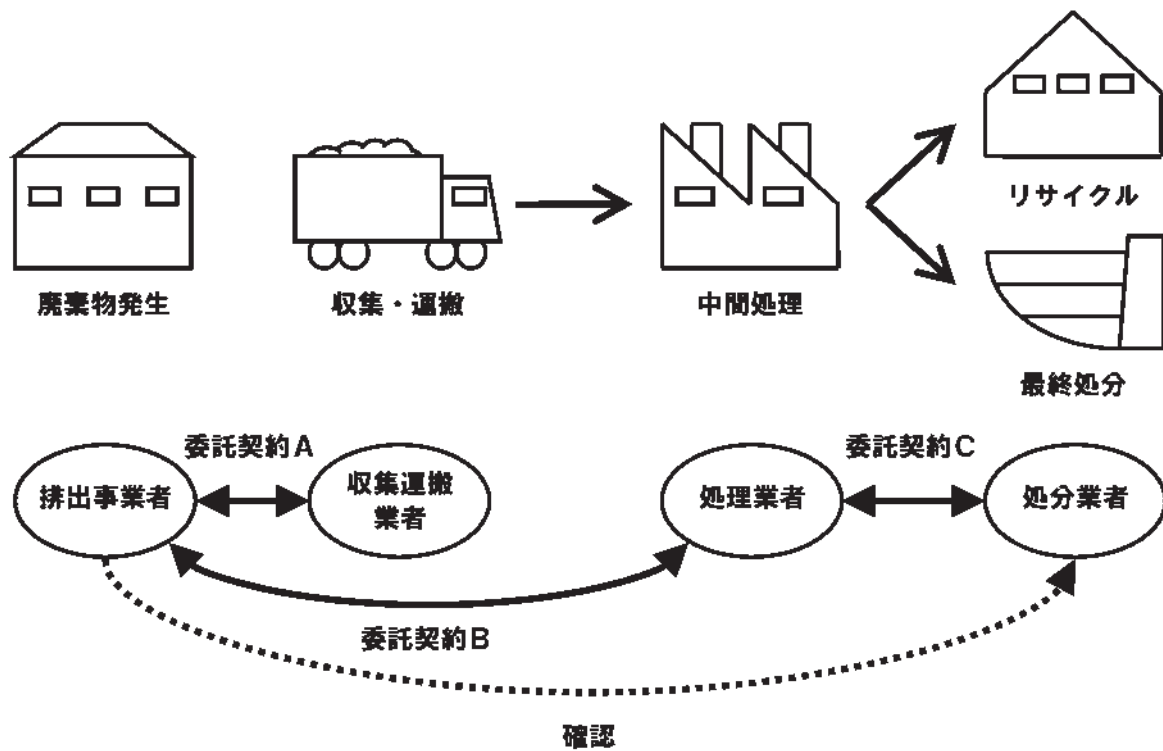
【事例3】直接最終処分を行う場合で、収集運搬業者と最終処分業者の入札を一括して行う場合

【事例1】収集運搬と中間処理を委託する場合で、収集運搬業者と中間処理業者の入札を一括して行う場合の評価項目・区分・配点の例

この方式がすべての産業廃棄物処理委託の基本形である。排出事業者（入札実施者）は、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ委託契約を行う必要がある（図Ⅶ－２－１の委託契約A、委託契約B）。この場合、収集運搬業者との契約（委託契約A）のみでは不十分である。なお、中間処理後の残渣を処分する処分業者との契約（委託契約C）は中間処理業者が行うため入札実施者が行う必要はないが、排出事業者責任の観点から、中間処理後の残渣の運搬先についても中間処理業者と契約を取り交わす際に契約書で確認を行う。

※5 裾切り下限値＝評価ポイントの満点×0.6。例えば75点満点の場合、下限値は45点（75点×0.6＝45点）、100点満点の場合、下限値は60点（100点×0.6＝60点）となる。

※6 各業態により、評価項目及び評価内容が異なることから同じ配点とはしていない。



図VII-2-1 事例1の処理フローと処理委託

○収集運搬業者
【基本項目】

収集運搬業者との契約（委託契約A）については、①事業者共通の環境配慮への取組状況、②優良基準への適合状況を評価する。基本項目に係る具体的な評価項目、評価区分及び配点の例は、表VII-2-3のとおりである。なお、表VII-2-3に例示した収集運搬業の評価ポイントの満点は75点である。

- ①事業者共通の評価項目として、環境／CSR報告書の作成・公表、温室効果ガス等の削減計画の策定・目標の設定及び公表を評価し、最大25点を獲得
- ②優良産廃処理業者認定制度への適合状況を評価し、最大50点を獲得^{※7}

※7 優良産廃処理業者認定制度の認定事業者は個別評価を省略して50点を獲得する。ただし、特定不利益処分を受けてから5年に満たない事業者は優良適性（遵法性）の評価において減点対象となる（以下同じ）。

表Ⅶ-2-3 基本項目のみを評価する場合の評価区分・配点例

評価項目	区分（評価）例	配点例
①環境／CSR 報告書	環境／CSR 報告書の作成・公表を実施	10
②温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25
①優良適性（遵法性） ^注	特定不利益処分を5年間受けていないこと ※新規参入から5年に満たない事業者は0点とする。ただし、特定不利益処分を受けてから5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入5年未満の事業者を含む）については、優良適性（遵法性）の項目の配点の2分の1（例：配点が10点の場合は5点）を差し引く（減点）ものとする（以下同じ）	10
②事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	10
⑤財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足 ※事業に参入した時点から3年に満たない事業者は「直近3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替え（以下同じ）	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
合計	—	75

※注：特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む）については、優良適性（遵法性）の項目の配点の2分の1を差し引く（配点の50%を減点）ものとする。本配点例（配点が10点）の場合、場合は「-5点」となる（以下同じ）。

【追加項目】

入札実施主体の判断により、収集運搬業固有の取組（追加項目）を評価する場合を以下に示す。

表Ⅶ-2-4 収集運搬業者の評価区分・配点例（追加項目についても評価）

評価項目	区分（評価）例	配点例
①環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施	10
②温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25
①優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
②事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	10
⑤財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
①環境に配慮した運転・管理	ア～エのうち3項目以上実施の場合	5
ア. エネルギー使用実態の把握等	ア～エすべて実施かつ情報公開又は認証	10
イ. エコドライブの推進措置		
ウ. 点検・整備の自主管理基準		
エ. 輸送効率向上のための措置		
②低燃費車の導入割合 （平成27年度燃費基準達成車）	20% 以上 50% 未満	5
	50% 以上	10
③低排出ガス車の導入割合 （平成17年規制以降の適合車）	20% 以上 50% 未満	5
	50% 以上	10
収集運搬業固有の取組（小計）	—	30
合 計	—	105

収集運搬業者との契約（委託契約A）については、①事業者共通の環境配慮への取組状況、②優良基準への適合状況の評価（上記【基本項目】参照）に加え、③収集運搬業固有の環境配慮への取組を評価する。具体的な評価項目、評価区分及び配点の例は、表Ⅶ-2-4のとおりである。なお、表Ⅶ-2-4に例示した収集運搬業の評価ポイントの満点は105点である。

③収集運搬業固有の環境配慮への取組として、エコドライブの推進、車両点検・整備の実施状況、低燃費・低排出ガス車の導入状況等を評価し、最大30点を獲得

○中間処理業者 【基本項目】

中間処理業者との契約（委託契約B）の基本項目のみの評価については、収集運搬業者との契約と同様であり、表VII-2-5のとおりである。

表VII-2-5 基本項目のみを評価する場合の評価区分・配点例【再掲】

評価項目	区分（評価）例	配点例
①環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施	10
②温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25
①優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
②事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④電子manifesto	電子manifestoへ加入、利用可能	10
⑤財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
合計	—	75

【追加項目】

入札実施主体の判断により、中間処理業固有の取組（追加項目）を評価する場合を以下に示す。なお、中間処理業者の再生利用の取組に関する評価等については、前述のとおりである。

表VII-2-6 中間処理業者の評価区分・配点例（追加項目についても評価）

評価項目	区分（評価）例	配点例
①環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施	10
②温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25
①優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
②事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④電子manifesto	電子manifestoへ加入、利用可能	10
⑤財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
①低公害型建設機械の導入割合 ^{注1}	20% 以上 50% 未満	5
（排出ガス対策、低騒音・低振動対策）	50% 以上	10
②熱回収の実施 ^{注2}	処理に当たって熱回収を実施	10
中間処理業固有の取組（小計）	—	20
合計	—	95

注1：低公害型建設機械の導入割合については中間処理に当たって、建設機械を使用する場合に評価項目として設定するものとする。
 注2：熱回収の実施については中間処理に当たって、焼却処理を実施する場合に評価項目として設定するものとする。

中間処理業者との契約（委託契約B）については、①事業者共通の環境配慮への取組状況、②優良基準への適合状況の評価（上記【基本項目】参照）に加え、③中間処理業固有の環境配慮への取組を評価する。具体的な評価項目、評価区分及び配点の例は、表VII-2-6のとおりである。なお、表VII-2-6に例示した中間処理業の評価ポイントの満点は95点である。

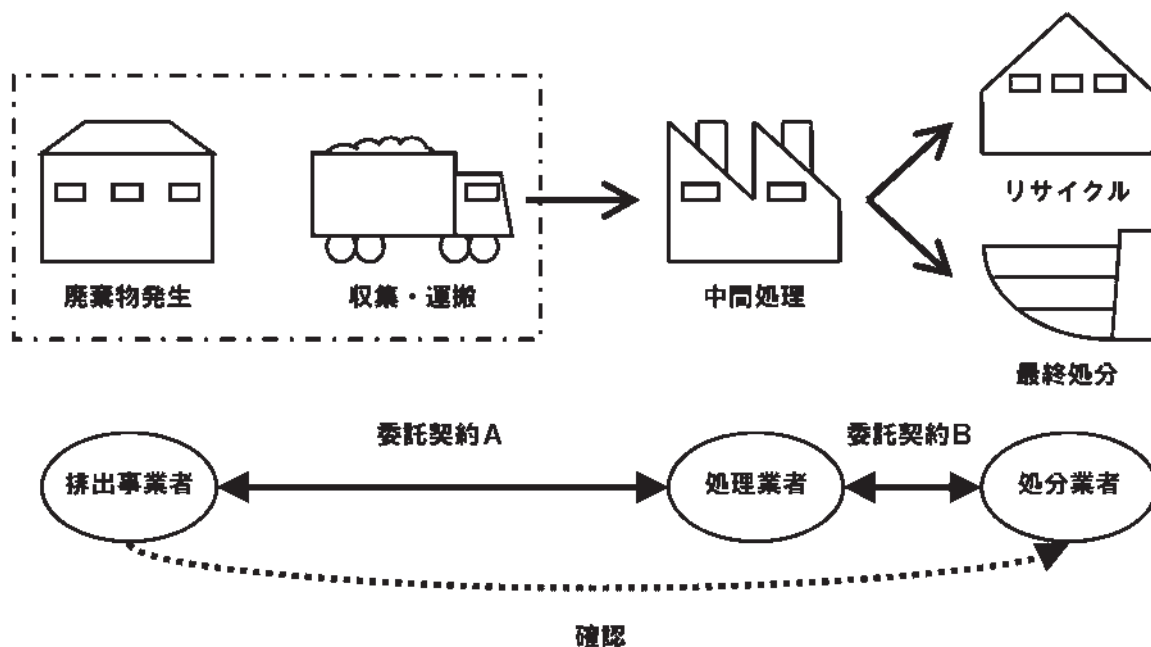
③中間処理業固有の環境配慮への取組として、処理に当たって熱回収を実施（焼却処理を実施する場合に設定）、低公害型建設機械の導入状況（建設機械を使用する場合に設定）を評価し、最大20点を獲得

なお、収集運搬業者と中間処理業者が同一事業者である場合は、収集運搬業及び中間処理業の得点をそれぞれ評価して、ともに裾切り下限値以上であることが必要である。

【事例2】運搬は排出事業者（入札実施主体）が自ら行い、中間処理のみを委託する場合で、中間処理業者のみの入札を行う場合の評価項目・区分・配点の例

排出事業者が自ら運搬を行う場合、排出事業者（入札実施者）は、処分業者と委託契約を行う必要がある（図VII-2-2の委託契約A）。なお、中間処理後の残渣を処分する処分業者との契約（委託契約B）は中間処理業者が行うため入札実施者が行う必要はないが、排出事業者責任の観点から、中間処理後の残渣の運搬先についても中間処理業者と契約を取り交わす際に契約書で確認を行う。

具体的な評価項目、評価区分及び配点の例は、以下のとおりである。



図VII-2-1 事例1の処理フローと処理委託

○中間処理業者
【基本項目】

中間処理業者との契約（委託契約A）の基本項目のみの評価については、表VII-2-7のとおりである。

表Ⅶ-2-7 基本項目のみを評価する場合の評価区分・配点例【再掲】

評価項目	区分（評価）例	配点例
①環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施	10
②温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25
①優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
②事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	10
⑤財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
合計	—	75

【追加項目】

入札実施主体の判断により、中間処理業固有の取組（追加項目）を評価する場合には、表Ⅶ-2-8のとおりである。

表Ⅶ-2-8 中間処理業者の評価区分・配点例（追加項目についても評価）【再掲】

評価項目	区分（評価）例	配点例
①環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施	10
②温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25
①優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
②事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	10
⑤財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
①低公害型建設機械の導入割合 ^{注1}	20% 以上 50% 未満	5
（排出ガス対策、低騒音・低振動対策）	50% 以上	10
②熱回収の実施 ^{注2}	処理に当たって熱回収を実施	10
中間処理業固有の取組（小計）	—	20
合計	—	95

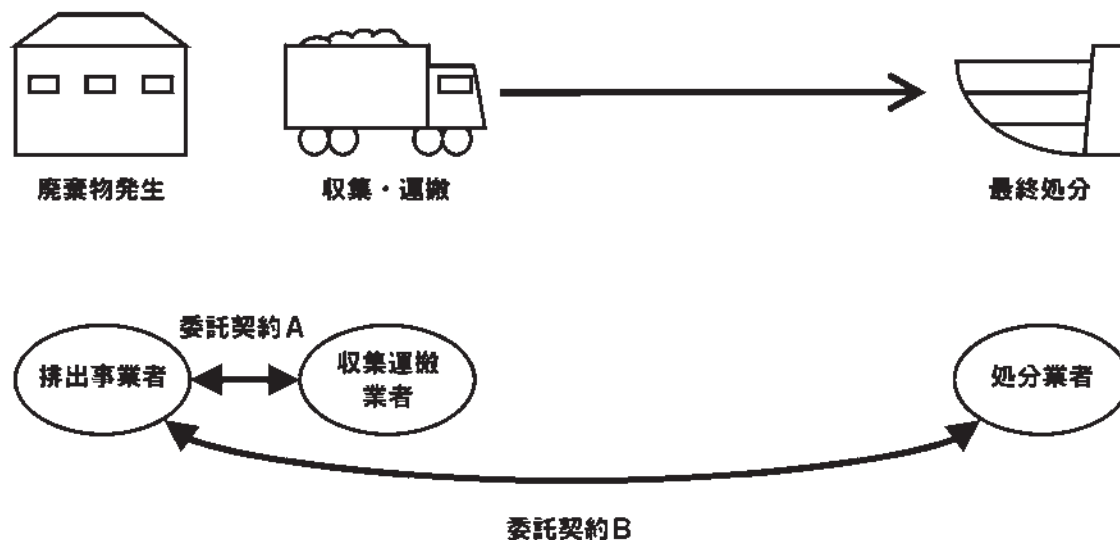
注1：低公害型建設機械の導入割合については中間処理に当たって、建設機械を使用する場合に評価項目として設定するものとする。

注2：熱回収の実施については中間処理に当たって、焼却処理を実施する場合に評価項目として設定するものとする。

【事例3】直接最終処分を行う場合で、収集運搬業者と最終処分業者の入札を一括して行う場合の評価項目・区分・配点の例

産業廃棄物は可能な限り再生利用を行い、再生利用ができない場合は減容化・減量化のために中間処理を行うことが基本であるが、廃棄物の性状等によっては、直接埋立処分をせざるを得ない場合も考えられる。

直接埋立を行う場合、排出事業者（入札実施者）は収集運搬業者、最終処分業者とそれぞれ委託契約を行う必要がある（図VII-2-3の委託契約A、委託契約B）。このとき、収集運搬業者との契約（委託契約A）のみでは不十分である。



図VII-2-3 事例3の処理フローと処理委託

○収集運搬業者

【基本項目】

収集運搬業者との契約（委託契約A）の基本項目のみの評価については、表VII-2-9のとおりである。

表VII-2-9 基本項目のみを評価する場合の評価区分・配点例【再掲】

評価項目	区分（評価）例	配点例
①環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施	10
②温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25
①優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
②事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④電子Manifesto	電子Manifestoへ加入、利用可能	10
⑤財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
合計	—	75

【追加項目】

入札実施主体の判断により、収集運搬業固有の取組（追加項目）を評価する場合は、表Ⅶ-2-10のとおりである。

表Ⅶ-2-10 収集運搬業者の評価区分・配点例（追加項目についても評価）【再掲】

評価項目	区分（評価）例	配点例
①環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施	10
②温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25
①優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
②事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	10
⑤財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
①環境に配慮した運転・管理	ア～エのうち3項目以上実施の場合	5
ア. エネルギー使用実態の把握等	ア～エすべて実施かつ情報公開又は認証	10
イ. エコドライブの推進措置		
ウ. 点検・整備の自主管理基準		
エ. 輸送効率向上のための措置		
②低燃費車の導入割合	20% 以上 50% 未満	5
（平成27年度燃費基準達成車）	50% 以上	10
③低排出ガス車の導入割合	20% 以上 50% 未満	5
（平成17年規制以降の適合車）	50% 以上	10
収集運搬業固有の取組（小計）	—	30
合 計	—	105

○最終処分業者

【基本項目】

最終処分業者との契約（委託契約B）の基本項目のみの評価については、表Ⅶ-2-11のとおりである。

表Ⅶ-2-11 基本項目のみ評価する場合の評価区分・配点例【再掲】

評価項目	区分（評価）例	配点例
①環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施	10
②温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25

①優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
②事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	10
⑤財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
合 計	—	75

【追加項目】

入札実施主体の判断により、最終処分業固有の取組（追加項目）を評価する場合を以下に示す。

最終処分業者との契約（委託契約B）については、①事業者共通の環境配慮への取組状況、②優良基準への適合状況の評価（【基本項目】参照）に加え、③最終処分業固有の環境配慮への取組を評価する。具体的な評価項目、評価区分及び配点の例は、表VII-2-12のとおりである。なお、表VII-2-12に例示した最終処分業の評価ポイントの満点は85点である。

③低公害型建設機械の導入状況（建設機械を使用する場合に設定）を評価する。

当該取組を実施している事業者は最大10点を獲得

表VII-2-12 最終処分業者の評価区分・配点例（追加項目についても評価）

評価項目	区分（評価）例	配点例
①環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施	10
②温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25
①優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
②事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	10
⑤財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
①低公害型建設機械の導入割合 ^{※注}	20% 以上 50% 未満	5
（排出ガス対策、低騒音・低振動対策）	50% 以上	10
最終処分業固有の取組（小計）	—	10
合 計	—	85

※注：低公害型建設機械の導入割合については最終処分に当たって、建設機械を使用する場合に評価項目として設定するものとする。

なお、収集運搬業者と最終処分業者が同一事業者である場合は、収集運搬業及び最終処分業の得点をそれぞれ評価して、ともに裾切り下限値以上であることが必要である。

2-3 事業者の環境配慮への取組の評価

契約の入札参加要件の評価における裾切りに使用する事業者の環境配慮への取組の評価については、公正な競争の確保を前提に、以下のとおりとする。

(1) 事業者共通の環境配慮への取組

すべての契約において共通となる事業者の環境配慮への取組に関する評価項目及び評価基準例を、表VII-2-13に示す。以下の評価項目は、契約対象者（事業者又は事業所）を評価するものである。

表VII-2-13 環境配慮への取組に関する評価項目及び評価基準（事業者共通）

評価項目	評価基準
環境／CSR報告書	環境／CSR報告書を作成・公表していることを評価。 環境／CSR報告書とは環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。環境配慮促進法）第2条第4項に規定する環境報告書 ^{※8} をいう。
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画の策定及び削減目標の設定（総排出量、削減量、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む）を行うとともに、年間1回以上当該計画の実施状況及び目標の達成状況をウェブ等適切な方法により公表していることを評価。
全従業員への研修・教育	全従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組（温室効果ガス等の排出削減のための措置を含む）等に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的（年間1回以上）に各種研修・教育を実施（実施結果を記録に残すことが必要）していることを評価。

(2) 業態固有の環境配慮への取組

収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者ごとの業態に応じた追加的な評価項目及び評価基準例を、表VII-2-14に示す。以下の評価項目は、収集運搬業者については契約対象者（事業者又は事業所）を評価する。また、中間処理業者及び最終処分業者については、処理を委託する産業廃棄物の種類が当該評価項目に関連する場合（処理・処分に当たって建設機械を使用する場合等）において評価項目として設定するものとする。

※8 環境配慮促進法第2条第4項：この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者（特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

表Ⅶ-2-14 環境配慮への取組に関する業態固有の評価項目及び評価基準例（追加項目）

評価項目	評価基準
収集運搬業者	
環境に配慮した運転・管理	<p>「環境物品等の調達の推進に関する基本方針^{※9}」（平成25年2月閣議決定）の輸配送に係る判断の基準（モーダルシフトの実施に係る判断の基準を除く）を満たすことで評価。</p> <p>①エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>③エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>④輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること（備考6工に掲げる措置^{※10}を除く）。</p> <p>⑤上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②～④については実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p>
低燃費・低排出ガス車の導入	<p>低燃費車については、収集運搬車両全体に占める平成27年度燃費基準達成車の導入割合で評価。</p> <p>低排出ガス車については、収集運搬車両全体に占める平成17年度以降の排出ガス規制適合車の導入割合で評価。</p>
中間処理業者	
低公害型建設機械の導入 【処理に当たって建設機械を使用する場合に評価】	<p>産業廃棄物の処理の用に供する「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定の運用」により指定された低騒音型建設機械、低振動型建設機械の導入割合で評価。</p>
熱回収の実施 【処理に当たって熱回収を実施する場合に評価】	<p>調達対象となる産業廃棄物の処理に当たって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の3の3に定める熱回収施設設置者の認定を受けている施設であること、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の6第2号又は第3号に規定する設備を用いて熱回収が行われていることで評価。なお、第3号設備を有する場合にあっては、「産業廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル（平成23年2月）（環境省産業廃棄物リサイクル対策部）」において示された用途を対象とする。</p>
最終処分業者	
低公害型建設機械の導入 【処理に当たって建設機械を使用する場合に評価】	<p>産業廃棄物の処理の用に供する「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定の運用」により指定された低騒音型建設機械、低振動型建設機械の導入割合で評価。</p>

※9 詳細は<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html> 参照

※10 備考6工の措置：輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること

2-4 優良基準への適合の評価

契約の入札参加要件の評価における裾切りに使用する事業者の優良基準への適合状況の扱いについては、以下のとおりとする。

産業廃棄物の安全・安心な処理の確保に向け、優良基準への適合状況を評価項目とする。具体的な評価項目及び評価基準を以下に示す。詳細については、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル^{※11}を参照のこと。

なお、優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定事業者は、優良基準への適合状況に関する個別の評価は不要であり、当該項目については満点を獲得することとなる。ただし、特定不利益処分を受けてから5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む）については優良適性（遵法性）の評価において減点対象となることから、当該項目の確認が必要である。

表VII-2-15 優良基準への適合状況に関する評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準
優良適性（遵法性）	従前の産業廃棄物処理業の有効期間（優良確認の場合は申請日前5年間）において特定不利益処分 ^{※注} を受けていないこと。
事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。
環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。
電子マニフェスト	電子マニフェストシステムに加入していること。
財務体質の健全性	①直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 ②直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 ③産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。 ④最終処分業者にあつては、特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

※注：特定不利益処分とは、廃棄物処理法施行規則第9条の3第1号イ～ハに掲げる不利益処分のことで、施設の許可取消処分その他、事業の停止命令や、施設の停止又は改善命令、不適正処理の改善又は措置命令等がある。

【優良適性（遵法性）及び財務体質の健全性に係る評価項目について】

- 優良適性（遵法性）については、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等を評価する観点から、特定不利益処分を5年間受けていないことが適合条件となっている。このため、新規参入から5年に満たない事業者は得点を得られないこととなる。ただし、新規参入事業者と特定不利益処分を受けた事業者の評価の明確化を図るため、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む）については、優良適性（遵法性）の項目の配点の2分の1を差し引く（配点の50%を減点）ものとする（表VII-2-16参照）。
- 財務体質の健全性については、事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、本評価項目の自己資本比率及び経常利益金額等について、「直近3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替え

※11 「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月）」環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/manual01_inst.pdf

るものとする。また、当該期間において税・保険料については滞納していないこと、最終処分業者の場合は維持管理積立金の積立てをしていることを要件とする。

表Ⅶ-2-16 優良適性（遵法性）に関する評価（配点が10点の場合）

新規参入又は 特定不利益処分 を受けてからの 経過年数	新規参入時から 特定不利益処分 を受けていない 事業者	過去に 特定不利益処分 を受けた事業者
5年未満	0点	-5点
5年以上	10点	

3. 契約方法について

3-1 契約の対象

国及び独立行政法人等が発注する産業廃棄物処理の全てが対象となり、具体的には、「収集運搬」「中間処理」「最終処分」が考えられる。

なお、産業廃棄物処理の中でも、高度なりサイクル技術を要する場合など、提案内容の新規性・創造性を必要とする場合においては、個別に適切な契約方式を用いることも考えられる。

3-2 仕様

裾切り方式により、産業廃棄物の処理に係る契約の仕様書の構成及び記載する内容例は、通常用いられる産業廃棄物処理委託契約書に準じる。なお、裾切り要件、当該要件を満たすことを証明する書類の提出方法等については、入札公告及び入札説明書の中で必要事項を記載する。

3-3 標準的な手続とスケジュール

本契約方式を適用する場合の標準的な流れ及び要する期間は、図VII-3-1のとおりである。以下に、図VII-3-1に沿って、各段階における手続の概要を示す。

(1) 入札準備

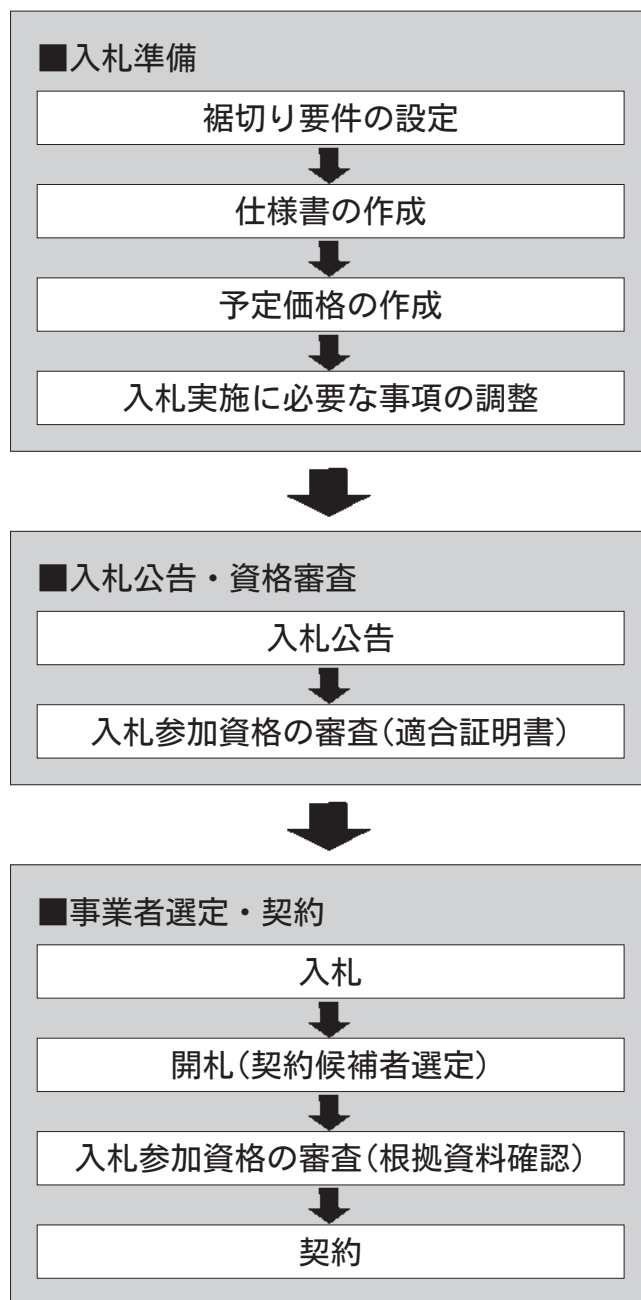
入札準備段階は、①裾切り要件の設定、②仕様書の作成、③予定価格の作成、④入札実施に必要な事項の調整を実施する。

- ①「裾切り要件の設定」については、前述「2-2 裾切り方式」を参考とし、適切に裾切り要件を設定する。
- ②「仕様書の作成」については、上記「3-2 仕様」を参考とし、必要事項を記載した仕様書を作成する。
- ③「予定価格の作成」については、前年度における処理委託の実績データを踏まえ、適切に予定価格を作成する。
- ④「入札実施に必要な事項の調整」については、必要に応じ実施する。

(2) 入札公告・資格審査

入札公告・資格審査段階は、①入札公告、②入札参加資格の審査を実施する。

- ①「入札公告」については、裾切り方式による入札参加資格の審査及び入札までに要する期間を勘案して、適切に実施する。
- ②「入札参加資格の審査（適合証明書）」については、上記「(1)①裾切り要件の設定」において設定した裾切り要件に照らし、入札参加希望者から提出された参加資格に係る適合証明書の審査を実施する（審査結果については、入札参加希望者に対し、速やかに通知する。）。



図VII-3-1 裾切り方式に係る入札手続

(3) 事業者選定・契約

事業者決定及び契約段階は、①入札及び開札（契約候補者決定）、②入札参加資格の審査（根拠資料確認）、③契約を実施する。

- ①「入札及び開札（契約候補者選定）」については、裾切り方式による入札参加要件を満たした事業者の中から最低価格落札方式によって契約候補者を選定する。
- ②「入札参加資格の審査（根拠資料確認）」については、①において選定された契約候補者から、上記「(1) ①裾切り要件の設定」において設定した裾切り要件に関する詳細根拠資料の提出を求め、当該根拠資料に基づき審査を実施する。なお、入札実施主体（調達者）は、産業廃棄物の処理状況確認努力義務の趣旨を踏まえ、委託契約前に可能な限り現地確認を行う。
- ③「契約」については、②の審査結果が裾切り要件を満たすことが確認された後、契約候補者を落札者として定められた期間内に契約を実施する。

4. その他

4-1 調達者の役割

調達者は、前項までの事項を踏まえ、以下の点に留意しながら契約業務を行うものとする。

- 公正な競争の確保のため、裾切りの内容（区分・配点等）について当該地域の状況を勘案し、適切に設定する。
- 平成22（2010）年の廃棄物処理法改正によって規定された、事業者の産業廃棄物の処理状況確認努力義務（現地確認義務）の趣旨を踏まえ、委託契約前に可能な限り現地確認を行う。

4-2 その他必要な手続

調達者が契約業務を実施するに当たって、その他に留意すべき手続や内容について例示する。

- 入札参加資格の審査に当たっては、入札参加希望者に対し、参加資格に係る審査書類について、その根拠資料とともに提出を求め、入札実施主体が設定した裾切りを満足するか確認する。

行政だより

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令案等について

「経済産業省・環境省」

※以下「法」とは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）をいう。

※以下「政令案」とは、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令案」をいい、「省令案」とは「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則案」をいい、「委託省令案」とは「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第四条の規定に基づく委託の基準に関する省令案」をいい、「手引き案」とは「再資源化事業計画申請の手引き案」をいう。

※以下において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

1. 対象品目（法第2条第1項関係）＜政令案＞

法参照条文

（定義）

第2条 この法律において「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

- 一 当該電気機械器具が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。次号及び第10条第3項第1号において同じ。）となった場合において、その効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの
- 二 当該電気機械器具が廃棄物となった場合におけるその再資源化が廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

2・3 （略）

小型電子機器等は、次に掲げるもの（これらの附属品を含む。）のうち、一般消費者が通常生活の用に供するものとする。

- 1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 2 携帯電話端末及びPHS端末
- 3 カーナビゲーションその他の無線通信機械器具
- 4 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く。）

ADMINISTRATION INFORMATION

- 5 ビデオカメラ、ディー・バイ・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具
- 6 デジタルカメラ
- 7 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 8 パーソナルコンピュータ
- 9 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置
- 10 プリンターその他の印刷装置
- 11 ディスプレイその他の表示装置
- 12 電子書籍端末
- 13 電動ミシン
- 14 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 15 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 16 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 17 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 18 フィルムカメラ
- 19 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第3号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。）
- 20 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第1号に掲げるユニット形エアコンディショナーを除く。）
- 21 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く。）
- 22 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 23 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 24 電気マッサージ器
- 25 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 26 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 27 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 28 電子時計及び電気時計
- 29 電子楽器及び電気楽器
- 30 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

2. 再資源化事業計画の認定（法第10条関係）

法参照条文

（再資源化事業計画の認定）

第10条 使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下同じ。）の事業（以下「再資源化事業」という。）を行おうとする者（当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとす

行政だより

- る者を含む。)は、主務省令で定めるところにより、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画（以下この条及び次条第4項第1号において「再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。
- 2 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 申請者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第3号において同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
 - 三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
 - 四 使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域
 - 五 再資源化事業の内容
 - 六 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別
 - 七 使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設
 - 八 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
 - 九 使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合にあっては、その内容
 - 十 その他主務省令で定める事項
 - 3 主務大臣は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 再資源化事業の内容が、基本方針に照らし適切なものであり、かつ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 前項第4号に掲げる区域が、広域にわたる使用済小型電子機器等の収集に資するものとして主務省令で定める基準に適合すること。
 - 三 申請者及び前項第6号に規定する者の能力並びに同項第7号に掲げる施設及び同項第8号に規定する施設が、再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。
 - 四 申請者及び前項第6号に規定する者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 廃棄物処理法第14条第5項第2号イ又は口のいずれかに該当する者
 - ロ この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ 次条第4項の規定によりこの項の認定を取り消され、当該取消の日から5年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理

ADMINISTRATION INFORMATION

人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからハまでのいずれかに該当するもの

ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

ト 廃棄物処理法第14条第5項第2号へに該当する者

(1) 認定申請手続き(法第10条第1項関係)

再資源化事業計画の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- ① 申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 <省令案>
- ② 申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し <省令案>
- ③ 申請者及び法第10条第2項第6号に規定する者が(6)①及び②に適合することを示す書類 <省令案>

③に係る添付書類は、以下のとおりとする。 <手引き案>

- a) 申請者について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。)第17条に規定する技術管理者の資格を有していることを証明する書類、廃棄物に関する講習会を終了したことを証明する書類等、当該申請に係る処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを合理的に示す書類
- b) 法第10条第2項第6号に規定する者について、当該申請に係る処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを申請者が確認したことを示す書類
- c) 申請者について、以下の書類
 - ・直前3年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書(直前3年間の実績がない場合には、これらの書類の添付は不要とする。ただし、認定後しばらくの間、これらの書類を提出することとする。)
 - ・必要資金・資金調達方法を記した書類及び残高証明書・融資証明書等
- d) 法第10条第2項第6号に規定する者について、当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを申請者が確認したことを示す書類

- ④ 申請者及び法第10条第2項第6号に規定する者が法第10条第3項第4号のいずれにも該当しないことを示す書類 <省令案>

④に係る添付書類は、以下のとおりとする。 <手引き案>

- a) 申請者が法第10条第3項第4号のいずれにも該当しない旨を誓約する書類
- b) 法第10条第2項第6号に規定する者が法第10条第3項第4号のいずれにも該当しない旨を申請者が保証する書類

- ⑤ 当該申請に係る収集又は運搬の用に供する施設が(7)①a)及びb)に適合することを証する書類 <省令案>

行政だより

⑤に係る添付書類は、当該申請に係る収集又は運搬の用に供する施設が（7）①a）及びb）に適合する旨を誓約する書類とする。〈手引き案〉

⑥ 当該申請に係る処分の用に供する施設が廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設に係る同法第8条第1項又は第15条第1項の許可（同法第9条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けなければならない場合にあっては、これらの許可）を受けていることを証する書類〈省令案〉

⑦ ⑥のほか、当該申請に係る処分の用に供する施設が（7）②a）～e）に適合することを証する書類〈省令案〉

⑦に係る添付書類は、以下のとおりとする。〈手引き案〉

a) 当該申請に係る処分の用に供する施設が（7）②a）～e）に適合する旨を誓約する書類

b) 当該申請に係る処分の用に供する施設が一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設のいずれにも該当しない場合には、当該施設の構造を明らかにする図面及び付近の見取図

⑧ 法第10条第2項第4号に掲げる区域が、（5）に適合することを証する書類〈省令案〉

⑧に係る添付書類は、当該区域における人口密度の算定の合理的な根拠を示した書面とする。〈手引き案〉

⑨ 使用済小型電子機器等の再使用を行う場合において、他の法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていることを証する書類〈省令案〉

⑩ 破碎、選別その他の方法により、使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、非鉄金属（アルミニウムを除く。）及びプラスチックをそれぞれ高度に分離することが可能であることを証する書類〈省令案〉

⑩に係る添付書類は、以下のいずれかの書類とする。〈手引き案〉

a) 当該申請に係る使用済小型電子機器等の処分を行う者に係る、以下の取引実績を証明する書類（直前1年以内のものに限る。）

- ・鉄系産物について、電気炉等の製鉄事業者に売却した実績
- ・アルミニウム系産物について、アルミニウム精錬事業者に売却した実績
- ・非鉄金属系産物（基板等）について、非鉄製錬事業者に売却した実績
- ・プラスチックについて、再資源化又は熱回収を行う事業者を引き渡した実績（売却か処理委託かは問わない。）

b) 直前1年以内の取引実績がない場合には、当該申請に係る使用済小型電子機器等の処分を行う者と、製鉄事業者・アルミニウム精錬事業者・非鉄製錬事業者との間における、破碎、選別その他の方法により得られた物を売買する旨の同意があったことを証する書類

ADMINISTRATION INFORMATION

及びプラスチックの再資源化又は熱回収を行う事業者との間における取引する旨の同意があったことを証する書類

(2) 使用人（法第10条第2項第2号及び第3号関係）〈政令案〉

法第10条第2項第2号及び第3号の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、再資源化事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(3) 申請書の記載事項（法第10条第2項第5号、第7号、第8号及び第10号関係）

法第10条第2項第5号の再資源化事業の内容の記載事項は、次のとおりとする。

〈手引き案〉

- ① 当該申請に係る使用済小型電子機器等について再資源化及び最終処分が終了するまでの一連の行程
- ② 密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電気量が234キロクーロン以下のものに限る。）、密閉型アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池）、蛍光灯、ガスボンベ及びトナーカートリッジ（以下「密閉型蓄電池等」という。）、フロン類並びに残渣の種類及び処理方法
- ③ 使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、非鉄金属（アルミニウムを除く。）及びプラスチックをそれぞれ高度に分離する方法
- ④ 個人情報記録されている使用済小型電子機器等について、当該個人情報の漏えいの防止のために講ずる措置
- ⑤ 使用済小型電子機器等の処理を委託する場合にあつては、委託して行わせる業務の範囲及び責任並びに委託先の監督方法
- ⑥ 使用済小型電子機器等の再使用を行う場合にあつては次に掲げる事項
 - a) 再使用する小型電子機器等の種類
 - b) 当該使用済小型電子機器等の動作確認及び外観の確認等を実施する方法
 - c) 携帯電話端末、PHS端末又はパーソナルコンピュータを再使用する場合にあつては、当該機器等の排出者から再使用することについて同意を得る方法及び個人情報に係るデータを削除する方法
- ⑦ 当該申請に係る使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況を把握するために講ずる措置

法第10条第2項第6号の使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別の記載事項は、次のとおりとする。〈手引き案〉

- ① 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ② その者が行う収集、運搬又は処分の別

法第10条第2項第7号の使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設の記載事項は、次のとおりとする。〈手引き案〉

行政だより

- ① パッカー車、コンテナ車等収集運搬車両の種別
- ② 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所の所在地

法第10条第2項第8号の使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備の記載事項は、次のとおりとする。〈手引き案〉

- ① 施設の所在地
- ② 施設の処理方式、構造及び設備の概要
- ③ 施設の処理能力
- ④ 保管を行う場合には、保管の場所の所在地

法第10条第2項第10号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。〈省令案〉

- ① 当該申請に係る処理を行う使用済小型電子機器等の一年間の数量の見込み
- ② 当該申請に係る一連の行程において廃棄物処理法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第12条に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置

(4) 再資源化事業の内容の基準（法第10条第3項第1号関係）

法第10条第3項第1号の主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- ① 当該申請に係る使用済小型電子機器等について再資源化及び最終処分が終了するまでの一連の行程が明らかであること。〈省令案〉

①の判断に係る行政手続法第5条第1項の審査基準は、次の通りとする。〈手引き案〉

- ・「一連の行程が明らかである」とは、収集運搬を行う者、破碎、選別等の処理を行う者、処理後残渣の引渡し先、得られた資源の売却先等、一連のフローに関係する者とその実施内容が明確であることをいう。

- ② 使用済小型電子機器等から密閉型蓄電池等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、当該密閉型蓄電池等の処理を自ら行うか、又は当該処理を業として行うことができる者に当該密閉型蓄電池等を引き渡すこと。〈省令案〉
- ③ 使用済小型電子機器等からフロン類を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、当該フロン類の破壊を自ら行うか、又は当該フロン類の破壊を業として行うことができる者に当該フロン類を引き渡すこと。〈省令案〉
- ④ 破碎、選別その他の方法により、使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、非鉄金属（アルミニウムを除く。）及びプラスチックをそれぞれ高度に分離すること。〈省令案〉

④の判断に係る行政手続法第5条第1項の審査基準は、次の通りとする。〈手引き案〉

- ・「高度に分離する」とは、破碎、選別等によって得られた産物が、鉄系産物であれば電気炉等の製鉄事業者、アルミニウム系産物であればアルミニウム精錬事業者、非鉄金属系産物（基板等）であれば非鉄製錬事業者に売却が可能となるレベルまで、分離が可能であることをいう。また、プラスチックについては、再資源化又は熱回収を実施することが可能となるレベルまで、分離が可能であることをいう。

ADMINISTRATION INFORMATION

⑤ 次に掲げる資源について、再資源化、熱回収又は安定化（以下「再資源化等」という。）を自ら実施し、又は当該再資源化等を適正に実施し得る者に、④により高度に分離された物を引き渡すこと。〈省令案〉

鉄、アルミニウム、金、銀、銅、プラチナ、パラジウム、水銀、カドミウム、テルル、セレン、鉛、亜鉛、アンチモン、ビスマス、プラスチック

⑥ 個人情報記録されている使用済小型電子機器等について、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。〈省令案〉

⑥の判断に係る行政手続法第5条第1項の審査基準は、次の通りとする。〈手引き案〉

・「必要な措置を講じている」とは、以下のa)及びb)の措置を講じていることをいう。

a) 携帯電話端末、PHS端末及びパーソナルコンピュータについて、盗難を防止するため、効果的なセキュリティ機能を備えた場所に保管し、監視カメラの設置や24時間体制の警備システム等により、保管場所、作業場所への適切な入室管理を行うとともに、再使用する場合を除き、個人情報が含まれると思われる部品については、物理的な破壊を行うこと。

b) 回収から引渡までの作業をマニュアル化し、適切な社員教育を行うこと。

⑦ 使用済小型電子機器等の処理を委託する場合にあっては、委託して行わせる業務の範囲及び責任が明確であり、かつ、その委託先の監督について、当該申請に係る処理が適正に行われるために必要な措置が講じられていること。〈省令案〉

⑦の判断に係る行政手続法第5条第1項の審査基準は、次の通りとする。〈手引き案〉

・「委託して行わせる業務の範囲及び責任が明確」とは、委託先が行う業務の範囲及び申請者との委託関係が明確であることをいう。

・「その委託先の監督について、当該申請に係る処理が適正に行われるために必要な措置が講じられている」とは、委託先に処理作業手順書を周知すること等により、委託先が再資源化事業計画に則った適正な処理を行えるよう、指導・監督するための措置が講じられていることをいう。

⑧ 使用済小型電子機器等の再使用を行う場合にあっては、当該使用済小型電子機器等の動作確認及び外観の確認等を実施することにより、再使用を適正に行うこと。〈省令案〉

⑧の判断に係る行政手続法第5条第1項の審査基準は、次の通りとする。〈手引き案〉

・「再使用を適正に行う」とは、以下のa)～d)までの措置を講じた上で再使用を行うことをいう。

a) 携帯電話端末、PHS端末及びパーソナルコンピュータを再使用する場合にあっては、当該機器等の排出者から再使用することについて同意が得られていること。

b) 通電検査の実施による動作確認や、大きな破損や傷、汚れがないことの確認を、使用済小型電子機器等の売却（小売若しくは転売）までに行うこと。

c) 当該使用済小型電子機器等が次の消費者に渡る前のいずれかの段階で、専用ソフト等を用いて、確実に個人情報に係るデータを削除すること。

d) 古物営業法、薬事法、電波法等の規制対象となる場合は、当該法令を遵守すること。ま

行政だより

た、ソフトウェアによっては中古パソコンでの継続使用を許諾してない場合もあることから、継続使用できないものはソフトウェアを削除すること。

e) 部品として再使用する場合についても、上記 a)～d)を踏まえて適正に再使用を行うこと。

⑨ 当該申請に係る使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況を把握することができるよう必要な措置が講じられていること。〈省令案〉

⑨の判断に係る行政手続法第5条第1項の審査基準は、次の通りとする。〈手引き案〉

・「引取り又は再資源化の実施の状況を把握することができるよう必要な措置が講じられている」とは、法第13条第4項において適用される廃棄物処理法第7条第15項及び同法第14条第17項の規定による帳簿の備付けや6. の報告が可能となるよう、以下の措置を講じることをいう。

a) 電子物流管理システムの活用や産業廃棄物管理票制度に準じた方法の採用等により使用済小型電子機器等の流れを申請者が統括して把握できるようにすること。

b) 使用済小型電子機器等の破碎、選別その他の工程に投入した量と、それにより得られた産物の量（プロセスのマテリアルバランス）が把握できるようにすること。

・なお、委託先が別途本制度の認定事業者である場合や、申請者が別途他の認定事業者から委託を受けている場合にあっては、当該申請に係る使用済小型電子機器等と、別途認定を受けた認定計画に基づく使用済小型電子機器等のそれぞれについて、上記の管理が可能となるようにすることが必要である。

(5) 区域の基準（法第10条第3項第2号関係）〈省令案〉

法第10条第3項第2号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

① 北海道若しくは沖縄県の全域又は隣接する三以上の都府県（沖縄県を除く。）の区域の全部を含む区域であること。

② ①の区域ごとに算定した場合における人口密度が1000人/km²未満であること。

ただし、①及び②の両方の要件を満たす区域が複数ある場合には、これらの区域が隣接しない場合であっても、基準を満たすこととする。

(6) 申請者及び法第10条第2項第6号に規定する者の能力の基準（法第10条第3項第3号関係）
法第10条第3項第3号の主務省令で定める申請者及び法第10条第2項第6号に規定する者の能力の基準は、次のとおりとする。

① 当該申請に係る処理を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。〈省令案〉

①の判断に係る行政手続法第5条第1項の審査基準は、次の通りとする。〈手引き案〉

・「知識及び技能を有する」とは、使用済小型電子機器等の処理について、性質、特徴、取扱方法、環境に与える影響等を熟知しており、かつ、処理を的確に行うための技術、能力を有することをいう。

ADMINISTRATION INFORMATION

②当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。〈省令案〉

②の判断に係る行政手続法第5条第1項の審査基準は、次の通りとする。〈手引き案〉

- ・「経理的基礎を有する」とは、以下の区分に従い、それぞれの基準を満たすことをいう。
- a) 申請者にあつては、次の基準を満たすこと。
- イ 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が1割以上であること。ただし債務超過の状態でないこと。
- ロ 直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均値が零を超えること。
- ハ 法人税を滞納していないこと。
- ニ 事業の開始及び継続に必要な資金等を確保可能であること。
- ホ 直前3年の実績がない場合には、ニにより判断する。ただし、認定後しばらくの間は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書等を提出すること
- b) 法第10条第2項第6号に規定する者にあつては、a)イ～ハの基準を満たすこと。ただし、イ～ハが満たされない場合であっても、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、申請者の責任で経理的基礎を有することを確認できれば良いこととする。

(7) 法第10条第2項第7号に掲げる施設及び同項第8号に規定する施設の基準（法第10条第3項第3号関係）

法第10条第3項第3号の主務省令で定める施設の基準は、次のとおりとする。〈省令案〉

- ① 当該申請に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設については、次によること。
- a) 使用済小型電子機器等が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- b) 積替施設を有する場合には、使用済小型電子機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。
- ② 当該申請に係る使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設については、次によること。
- a) 使用済小型電子機器等の処分に適する施設であり、かつ、(4)⑤に掲げる資源の再資源化等に適するものであること。
- b) 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。
- c) 当該施設が廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、これらの規定による許可（同法第9条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けなければならない場合にあつては、これらの規定による許可）を受けたものであること。
- d) 保管施設を有する場合には、搬入された使用済小型電子機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散する等により、生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講じたものであること。

行政だより

e) 携帯電話端末、PHS 端末及びパーソナルコンピュータについて、個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じたものであること。

(8) 使用人（法第10条第3項第4号ホ及びヘ関係）＜政令案＞

法第10条第3項第4号ホ及びヘの政令で定める使用人は、(2)と同様とする。

(9) 認定証（法第10条第3項関係）＜省令案＞

主務大臣は、法第10条第3項の認定若しくは法第11条第1項の変更の認定をしたとき又は同条第2項の変更の届出があったときは、次に掲げる事項を記載した認定証を交付しなければならない。

- ① 認定を受けた者の氏名又は名称、住所及び法人にあっては代表者の氏名
- ② 認定の年月日及び認定番号
- ③ 収集を行う区域及び処分の用に供する施設の所在地
- ④ 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者の氏名又は名称、住所及び法人にあっては代表者の氏名並びにその者が行う収集、運搬又は処分の別

(10) 表示等（法第10条第3項関係）＜省令案＞

① 認定事業者等（法第11条第4項第1号に規定する認定事業者等をいう。以下同じ。）は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車又は運搬船の外から見やすいように表示するものとする。

- a) 当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設である旨
- b) 認定番号
- c) 当該認定に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称

② 認定事業者等は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車又は運搬船に次に掲げる書面を備え付けるものとする。

- a) (9)の認定証の写し
- b) 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面

③ ②の書面備え付けは、電子ファイルで行うことを可能とする。

＜環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案＞

ADMINISTRATION INFORMATION

3. 再資源化事業計画の変更等（法第11条関係）

法参照条文

（再資源化事業計画の変更等）

第11条 前条第3項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、同条第2項第4号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 認定事業者は、前条第2項第1号から第3号まで、第9号又は第10号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4・5 （略）

（1）変更認定申請手続き（法第11条第1項関係）＜省令案＞

法第11条第1項の変更に係る認定を受けようとする認定事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が2（1）に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 認定年月日及び認定番号
- ③ 変更の内容
- ④ 変更の理由
- ⑤ 変更後の処理の開始予定年月日

（2）変更の認定を要しない軽微な変更（法第11条第1項ただし書関係）＜省令案＞

法第11条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- ① 法第10条第2項第6号に規定する者に係る変更であって、次に掲げるもの
 - ・名称又は氏名、住所、代表者の氏名の変更
 - ・使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行う者に係る変更であって、委託して行わせる業務の範囲の変更を伴わないもの
- ② 法第10条第2項第7号に掲げる施設に係る変更
- ③ 法第10条第2項第8号に掲げる施設に係る変更（保管の場所の所在地に係る変更に限る。）

（3）軽微な変更の届出（法第11条第2項関係）＜省令案＞

法第11条第2項の届出は、その実施の日の10日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が2（1）に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

行政だより

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 認定年月日及び認定番号
- ③ 変更の内容
- ④ 変更の理由
- ⑤ 変更後の処理の開始予定年月日

(4) 氏名等の変更の届出（法第11条第3項関係）〈省令案〉

法第11条第3項の届出は、当該変更の日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 認定年月日及び認定番号
- ③ 変更の内容
- ④ 変更の年月日

届出書には、次の書類を添付しなければならない。

- ① 法人の名称を変更する場合にあっては、法人の登記事項証明書
- ② 氏名を変更する場合にあっては、住民票の写し
- ③ 役員を変更する場合にあっては、法人の登記事項証明書及び2(1)④に掲げる書類

4. 使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務（法第12条関係）

法参照条文

（使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務）

第12条 認定事業者は、第10条第2項第4号に掲げる区域内の市町村から、当該市町村が分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済小型電子機器等を引き取らなければならない。

法第12条の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。〈省令案〉

- ① 天災その他やむを得ない事由により使用済小型電子機器等の引取りが困難であること。
- ② 当該使用済小型電子機器等の引取りにより当該認定事業者等が行う使用済小型電子機器等の適正な保管に支障が生じること。
- ③ 当該使用済小型電子機器等の引取りの条件が使用済小型電子機器等に係る通常の取引の条件と著しく異なるものであること。
- ④ 当該使用済小型電子機器等の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。

ADMINISTRATION INFORMATION

5. 委託の基準（法第13条第2項関係）＜政令案・委託省令案・環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年環境省令第9号）の一部を改正する省令案＞

法参照条文

（認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例）

第13条 認定事業者は、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。第7項において同じ。）又は産業廃棄物（廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。次項及び次条第1項において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第3項において同じ。）を業として実施することができる。

2 認定事業者は、前項に規定する行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を認定計画に記載された第10条第2項第6号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

3～7 （略）

法第13条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

① あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した使用済小型電子機器等の運搬又は処分を委託しようとする者（以下「再受託者」という。）の氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名を含む。）及び再受託者が認定計画に記載された法第10条第2項第6号に規定する者であることを明らかにし、当該委託について当該事業者の書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る。）による承諾を受けていること。＜政令案＞

①の環境省令で定める事項は、次の通りとする。＜委託省令案＞

- a) 委託に係る使用済小型電子機器等の数量
- b) 委託に係る使用済小型電子機器等に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
- c) 受託者の氏名又は名称、住所及び認定番号
- d) 承諾の年月日
- e) 再受託者の氏名又は名称及び住所

②委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。＜政令案＞

- a) 委託に係る使用済小型電子機器等の数量
- b) 使用済小型電子機器等の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- c) 使用済小型電子機器等の処分を委託するときは、その処分の場所の所在地、その処分の方法及びその処分に係る施設の処理能力
- d) 使用済小型電子機器等の処分（最終処分を除く。）を委託するときは、当該使用済小型電子機

行政だより

器等に係る最終処分場の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
e) その他環境省令で定める事項

② e) のその他環境省令で定める事項は、次の通りとする。〈委託省令案〉

- ・委託契約の有効期間
- ・委託者が受託者に支払う料金
- ・使用済小型電子機器等の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る使用済小型電子機器等の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所に係る積替えのための保管上限
- ・委託者の有する委託した使用済小型電子機器等の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ 当該使用済小型電子機器等の荷姿に関する事項

ロ 当該使用済小型電子機器等が廃パーソナルコンピュータ又は廃電子レンジであって、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

ハ 委託に係る使用済小型電子機器等に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨

ニ その他当該使用済小型電子機器等を取り扱う際に注意すべき事項

- ・委託契約の有効期間中に当該使用済小型電子機器等に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- ・受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ・委託契約を解除した場合の処理されない使用済小型電子機器等の取扱いに関する事項

③ ②の委託契約書をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。〈政令案〉

③の環境省令で定める期間は、5年とする。〈委託省令案〉

④ ②の委託契約書の作成及び③の保存は、電子ファイルで行うことを可能とする。

〈環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案〉

6. 報告（法第16条関係）〈省令案〉

法参照条文

（報告の徴収）

第16条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者等に対し、使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況に関し報告をさせることができる。

法第10条第3項の認定を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況に関し、次に掲げる

ADMINISTRATION INFORMATION

事項を記載した報告書を主務大臣に提出しなければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 認定の年月日及び認定番号
- ③ 次に掲げる事項
 - a) 当該認定に基づき引き取った使用済小型電子機器等の数量
 - b) a)のうち、携帯電話端末、PHS 端末及びパーソナルコンピュータの数量
 - c) 密閉形蓄電池等及びフロン類の重量
 - d) 再資源化により得られた資源の種類及び重量
 - e) 当該認定に基づき引き取った使用済小型電子機器等を再使用した場合にあっては、その品目ごとの数量

7. 権限の委任（法第20条関係）＜省令案＞

法参照条文

（権限の委任）

第20条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

法第16条及び第17条第1項の規定による環境大臣の権限は、認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

法第16条及び第17条第1項の規定による経済産業大臣の権限は、認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

8. その他 ＜廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令案＞

参照条文

○廃棄物処理法（抄）

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）

第15条の2の5 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、その処理施設を当該

行政だより

一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

○廃棄物処理法施行規則（抄）

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）

第12条の7の16 法第15条の2の5の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一 廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類（特定家庭用機器、パーソナルコンピュータその他金属及びガラスがプラスチックと一体となったものが一般廃棄物となったものを含むものとし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。次号において同じ。）

二～六（略）

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）

第12条の7の17 1・2（略）

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る第12条の5に規定する許可証の写し

二 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては次に掲げるいずれかの書類

イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類

ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類

ハ 第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類

ニ 令第5条の9に規定する認定証の写し

4・5（略）

（1）一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物の追加（廃棄物処理法施行規則第12条の7の16関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物に、使用済小型電子機器等を追加する。

（2）産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出（廃棄物処理法施行規則第12条の7の17関係）

届出書に添付する、他人の一般廃棄物の処理を行う場合の書類に、他の法令の規定により一般廃棄物の処分を業として行う者であることを示す書類を追加する。

9. 施行期日

平成25年4月1日（法の施行日と同日。なお、法の施行期日については、別途法の施行期日を定める政令において定める。）

ADMINISTRATION INFORMATION



環廃対発第121226300号
環廃産発第121226300号
平成24年12月26日

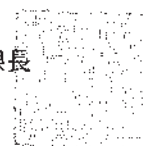
各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課長



産業廃棄物課長



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律等施行
後の船舶内において生ずる廃棄物の陸上処理について（通知）

平成23年7月に行われた国際海事機関の第62回海洋環境保護委員会において、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書の附属書V（船舶からの廃物による汚染の防止のための規則）の改正案等が採択された。これを我が国においても措置するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第89号。以下「改正法」という。）が平成24年9月12日に、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成24年政令第297号）が平成24年12月12日に公布され、関連規定が平成25年1月1日から施行されることとなった。

改正法の施行に伴い、船舶内において生ずる廃棄物の海域における排出の規制が強化されることとなり、陸上において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき適正に処理されなければならない廃棄物の量の増加が見込まれることとなった。

船舶（事業活動に供する船舶に限る。以下同じ。）内において生ずる廃棄物は、その性状に応じ一般廃棄物又は産業廃棄物に該当することになる。ついては、下記の事項に留意の上、当該廃棄物が廃棄物処理法の規定に基づき適正に処理されるよう関係者を指導するとともに、当該地域における廃棄物処理の実情を勘案しつつ、港湾管理者、船舶運航事業者、荷主等当該廃棄物に係る受入体制の整備の主体となる関係者との連絡及び調整に協力されたい。

また、各港湾における、船舶内において生ずる廃棄物（以下「船内廃棄物という。」）の受入体制の検討に当たり、国土交通省において「港湾における船内廃棄物の受入に関するガイドライン（案）」が策定され、同省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/kowan/k>

行政だより

owan_tk6_000014.html)に掲載されているため、参考とされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 船舶内において生ずる廃棄物の処理責任等について

- 1 船舶内廃棄物の陸上での処理について、処理責任を有する排出事業者は、通常船舶運航事業者であること。なお、船舶内廃棄物を海上で他の船舶（廃棄物運搬船等）に引き渡し、当該廃棄物運搬船等が陸揚げする場合、船舶内廃棄物を最初に排出した船舶（以下「本船」という。）の船舶運航事業者が廃棄物処理法上の処理責任を有する排出事業者に該当すること。
- 2 船舶内廃棄物は陸揚げされるまでの間は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の規定が優先的に適用されるため、その運搬や排出方法等について廃棄物処理法が適用されないことから、船舶内廃棄物を海上で他の船舶（廃棄物運搬船等）に受け渡し、当該廃棄物運搬船等が陸揚げする場合、当該廃棄物運搬船等は廃棄物処理法に基づく廃棄物収集運搬業の許可及び廃棄物処理施設の設置許可は要しないこと。

第二 船舶内廃棄物が産業廃棄物に該当する場合の産業廃棄物管理票の交付について

- 1 船舶運航事業者が、産業廃棄物に該当する船舶内廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法第12条の3第1項の規定により、陸揚げ後に処理を行う者に対し産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付すること。
- 2 船舶内廃棄物を海上で他の船舶（廃棄物運搬船等）に引き渡し、当該廃棄物運搬船等が陸揚げする場合、陸揚げ後の処理については廃棄物処理法が適用され、陸揚げ後の処理を受託した者は管理票の交付を受ける必要があることから、本船の船舶運航事業者は、当該廃棄物運搬船等に、陸揚げ後の処理を委託した者に対して本船の船舶運航事業者自らが交付した管理票を船舶内廃棄物とともに引き渡すよう依頼すること。この場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の21第1項第1号に規定する交付年月日は、当該廃棄物運搬船等が船舶内廃棄物を陸揚げする日とすること。なお、船舶内廃棄物に係る海上での行為については廃棄物処理法が適用されないため、当該廃棄物運搬船等に対しては管理票の交付を要しないこと。

ADMINISTRATION INFORMATION

環廃産発第1301183号
平成25年 1月18日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長殿
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

中間処理産業廃棄物が指定廃棄物となった場合等の 産業廃棄物管理票等の取扱いについて

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、排出事業者がその産業廃棄物の処理を中間処理業者に委託し、中間処理業者が当該廃棄物を中間処理した後、当該中間処理産業廃棄物が指定廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第19条に規定する指定廃棄物をいう。以下同じ。）に指定された場合には、当該指定廃棄物の処理は国が行うこととなる。また、指定廃棄物としての指定を受けていないものの、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第8条の28に規定する期間がやむを得ず経過してしまう場合がある。このような場合の、排出事業者が中間処理業者に処分を委託した際に交付した産業廃棄物に係る産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）等の取扱いについて下記のとおりとしたので、通知する。貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 中間処理産業廃棄物の全てが指定基準を超えた場合

1 中間処理産業廃棄物が指定廃棄物に指定された場合

（1）法の適用関係

排出事業者から産業廃棄物の処分を受託した中間処理業者は、当該処分に係る中間処理産業廃棄物が指定廃棄物に指定された場合には、国が引き取るまでの間保管し、その後、国に引き渡す。指定廃棄物には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が適用されないことから、同法第12条の3第1項の規定に基づく中間処理産業廃棄物に関する管理票の規定も適用されず、指定廃棄物となった当該中間処理産業廃棄物の処分に係る管理票は交付されない。したがって、中間処理業者は、最終処分業者から廃棄物処理法第12条の3第4項に基づく最終処分終了の旨を記載した管理票の写しの送付を受けることはなく、同法第12条の3第5項の規定も適用されない。

排出事業者は、交付した管理票について廃棄物処理法施行規則第8条の28で規定する期間

行政だより

内に写しの送付がない場合には、廃棄物処理法第12条の3第8項及び廃棄物処理法施行規則第8条の29の規定により、必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告することとされているが、そもそも中間処理産業廃棄物に係る管理票が交付されないことから、この規定も適用されない。しかし、このような場合においては、排出事業者は、処分を委託した産業廃棄物が中間処理後に指定廃棄物となり、委託内容どおりの最終処分が行われないことを知ることができないことから、最終処分終了の旨を記載した管理票の写しの送付に代えて、中間処理業者が排出事業者に対して中間処理産業廃棄物が指定廃棄物となった旨を伝達する必要がある。

(2) 中間処理業者の採るべき措置

中間処理業者は排出事業者に対して、指定後速やかに、中間処理産業廃棄物が指定を受けた旨等以下に掲げる事項の別紙様式による報告（以下「指定報告」という。）を行うことが適当である。

- ① 産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- ② 指定を受けた年月日及び中間処理産業廃棄物が指定を受けた旨
- ③ 排出事業者が交付した管理票に係る管理票の交付番号及び交付年月日

(3) 排出事業者の採るべき措置

排出事業者は都道府県の求めに応じて、当該中間処理産業廃棄物の状況を都道府県に報告することが適当である。

2 中間処理産業廃棄物が指定基準を超えているが未指定である場合

(1) 法の適用関係

中間処理産業廃棄物が指定基準（廃棄物のセシウム134及びセシウム137（事故由来放射性物質（放射性物質汚染対処特措法第1条に規定する事故由来放射性物質をいう。以下同じ。）であるセシウム134及びセシウム137をいう。）についての放射能濃度の合計が8,000Bq/kg）を超えているものの、未指定である場合、当該中間処理産業廃棄物が指定廃棄物に指定されるまでの間は廃棄物処理法の適用を受ける。

(2) 中間処理業者の採るべき措置

中間処理業者は排出事業者の求めに応じて、当該中間処理産業廃棄物の状況を事業者に報告する必要がある。

(3) 排出事業者の採るべき措置

排出事業者は、廃棄物処理法施行規則第8条の28で規定する期間内に中間処理業者から最終処分終了の旨を記載した管理票の写しの送付がない場合、廃棄物処理法第12条の3第8項及び廃棄物処理法施行規則第8条の29の規定により、必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告する必要がある。この際、指定に係る手続の進捗状況（放射能濃度の調査中、申請に向けた事前相談中、指定申請中等）を廃棄物処理法施行規則様式第4号の「把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法」の欄に記載すること。

第二 中間処理産業廃棄物のうち一部のみについて指定基準を超えた場合

1 指定基準を超えた部分の廃棄物について指定廃棄物に指定された場合

(1) 法の適用関係

中間処理産業廃棄物のうち、指定廃棄物に指定された部分の廃棄物には廃棄物処理法が適

ADMINISTRATION INFORMATION

用されず、指定基準を超えていない部分の廃棄物には廃棄物処理法が適用される。

(2) 中間処理業者の採るべき措置

① 指定廃棄物に指定された部分の中間処理産業廃棄物について

中間処理業者は、排出事業者に対して指定後速やかに指定報告を行うことが適当である。なお、この際第一1(2)②の「中間処理産業廃棄物が指定を受けた旨」については、中間処理産業廃棄物のうち指定されたのは「一部」である旨も明記すること。

② 指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物について

廃棄物処理法施行規則第8条の28で規定する期間内に最終処分が終了する場合には、廃棄物処理法第12条の3第5項の規定による最終処分終了の旨を記載した管理票の写しを上記①の指定報告とあわせて送付する。一方、廃棄物処理法施行規則第8条の28で規定する期間内に最終処分が終了しない場合には、上記①の指定報告を行うとともに、排出事業者の求めに応じて、当該指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物の状況を排出事業者へ報告する必要がある。

(3) 排出事業者の採るべき措置

① 指定廃棄物に指定された部分の中間処理産業廃棄物について

排出事業者は、都道府県の求めに応じて、状況を都道府県に報告することが適当である。

② 指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物について

廃棄物処理法施行規則第8条の28で規定する期間内に中間処理業者から最終処分終了の旨を記載した管理票の写しの送付がない場合には、廃棄物処理法第12条の3第8項及び廃棄物処理法施行規則第8条の29の規定により必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告する必要がある。

2 指定基準を超えた部分の廃棄物について未指定である場合

(1) 法の適用関係

指定基準を超えた部分の中間処理産業廃棄物について、指定廃棄物に指定されるまでの間は、廃棄物処理法の適用を受ける。また、指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物には廃棄物処理法が適用される。

(2) 中間処理業者の採るべき措置

中間処理業者は排出事業者の求めに応じて、指定基準を超えた部分及び指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物の状況を排出事業者へ報告する必要がある。なお、指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物について最終処分が終了している場合であっても、指定基準を超えた部分の中間処理産業廃棄物についての指定が完了するまでは、中間処理業者は指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物について、廃棄物処理法第12条の3第5項の規定による最終処分終了の旨を記載した管理票の写しの送付を行ってはならない。

(3) 排出事業者の採るべき措置

排出事業者は、廃棄物処理法施行規則第8条の28で規定する期間内に中間処理業者から指定報告及び最終処分終了の旨を記載した管理票の写しの送付がない場合には、廃棄物処理法第12条の3第8項及び廃棄物処理法施行規則第8条の29の規定により、必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告する必要がある。この際、指定に係る手続の進捗状況（放射能濃

行政だより

度の調査中、申請に向けた事前相談中、指定申請中等)を廃棄物処理法施行規則様式第4号の「把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法」の欄に記載すること。

第三 中間処理産業廃棄物が指定基準を超えたこと以外の理由（放射性物質汚染対処特措法第23条第2項に規定する特定産業廃棄物の処理が進まない場合等）で最終処分が終了していない場合

1 法の適用関係

事故由来放射性物質に汚染された廃棄物であっても、特定廃棄物以外には廃棄物処理法が適用されることから、当該中間処理産業廃棄物は、廃棄物処理法の適用を受ける。

2 中間処理業者の採るべき措置

中間処理業者は排出事業者の求めに応じて、当該中間処理産業廃棄物の状況を排出事業者へ報告する必要がある。

3 排出事業者の採るべき措置

廃棄物処理法施行規則第8条の28で規定する期間内に中間処理業者から最終処分終了の旨を記載した管理票の写しの送付がない場合には、排出事業者は廃棄物処理法第12条の3第8項及び廃棄物処理法施行規則第8条の29の規定により、必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告する必要がある。

各場合における管理票等の取扱い

指定基準超過の有無	廃棄物の処理等の状況		採るべき措置
中間処理産業廃棄物の全てが指定基準を超えた	指定廃棄物に指定された		【中間処理業者】 指定報告 【排出事業者】 都道府県の求めに応じて、状況を都道府県に報告
	未指定である		【中間処理業者】 排出事業者の求めに応じて、状況を排出事業者へ報告 【排出事業者】 必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告
中間処理産業廃棄物のうち一部のみが指定基準を超えた	指定基準を超えた部分について指定廃棄物に指定された	指定基準を超えていない部分について期間内に埋立処分が終了	【中間処理業者】 指定報告と最終処分終了の旨を記載した管理票の写しの送付をあわせて行う 【排出事業者】 指定基準を超えた部分の中間処理産業廃棄物について都道府県の求めに応じて状況を都道府県に報告

ADMINISTRATION INFORMATION

		指定基準を超えていない部分について期間内に埋立処分が終了しない	<p>【中間処理業者】 指定基準を超えた部分の中間処理産業廃棄物について指定報告を行うとともに、指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物について排出事業者の求めに応じて、状況を排出業者に報告</p> <p>【排出事業者】 指定基準を超えた部分の中間処理産業廃棄物について都道府県の求めに応じて状況を都道府県に報告するとともに、指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物について必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告</p>
	指定基準を超えた部分について未指定である		<p>【中間処理業者】 排出事業者の求めに応じて、指定基準を超えた部分及び指定基準を超えていない部分の中間処理産業廃棄物の状況について排出業者に報告</p> <p>※指定基準を超えていない部分について期間内に埋立処分が終了している場合でも、指定基準を超えた部分の廃棄物について指定が完了するまでは最終処分終了の旨を記載した管理票の写しを送付してはならない</p> <p>【排出事業者】 必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告</p>
中間処理産業廃棄物が指定基準を超えたこと以外の理由で最終処分が終了していない			<p>【中間処理業者】 排出事業者の求めに応じて状況を排出業者に報告</p> <p>【排出事業者】 必要な措置を講じた上で、都道府県知事に報告</p>

行政だより

様式（指定報告）

指 定 報 告 書	
平成 年 月 日	
(排出事業者名) 様	
報告者 住 所 氏 名 <small>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</small> 電話番号	
<p>処分を受託した産業廃棄物に係る中間処理産業廃棄物について、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染 <small>第17条第1項</small> <small>への対処に関する特別措置法第18条第3項</small>の規定に基づき、指定廃棄物に指定されたため、次のとおり報告します。</p>	
指 定 年 月 日	平成 年 月 日
処分を受託した産業廃棄物に係る中間処理産業廃棄物の全部又は一部が指定廃棄物に指定された旨	<input type="checkbox"/> 処分を受託した産業廃棄物に係る中間処理産業廃棄物の全部が指定廃棄物に指定された <input type="checkbox"/> 処分を受託した産業廃棄物に係る中間処理産業廃棄物の一部が指定廃棄物に指定された
管 理 票	交 付 番 号
	交 付 年 月 日
備 考	「管理票」欄は、排出事業者が交付した産業廃棄物管理票に係る情報を記載すること。

(日本工業規格A列4番)

平成25年度税制改正の大綱

〔平成25年 1月29日〕
〔閣 議 決 定〕

現下の経済情勢等を踏まえ、「成長と富の創出の好循環」の実現に向け、民間投資の喚起、雇用・所得の拡大、中小企業対策・農林水産業対策等のための税制上の措置を講ずる。また、社会保障・税一体改革を着実に実施するため、所得税、相続税及び贈与税についての所要の措置、住宅取得に係る税制上の措置等を講ずる。さらに、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

三 法人課税

5 その他

(国税)

(3) 廃棄物処理業の用に供される自走式の作業用機械設備に係る法定耐用年数を8年(現行17年)に短縮する(所得税についても同様とする。)

※財務省ホームページより廃棄物処理業に関する部分を抜粋

行政だより

平成25年 2月21日

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」の公布について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成25年 1月23日に公布されたこと等に伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」が本日公布され、平成25年 6月 1日から施行されることとなりましたのでお知らせします。

なお、本省令にかかるパブリックコメントの結果については、平成25年 1月18日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について（お知らせ）」において公表しています。

1. 改正の趣旨

平成24年12月に廃棄物処理基準等専門委員会により、廃棄物最終処分場に係る放流水等の基準の見直し、特別管理産業廃棄物の指定等についての検討結果がとりまとめられた。

これを受けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第12号。平成25年 1月23日公布。平成25年 6月 1日施行。以下「改正令」という。）が公布され、産業廃棄物であるばいじん、廃油（廃溶剤）、汚泥、廃酸及び廃アルカリのうち、特定の施設から排出され、かつ、環境省令で定める基準を超えて1,4-ジオキサンを含むものを特別管理産業廃棄物に追加するとともに、管理型最終処分場に埋立処分を行う場合には、環境省令で定める基準に適合させること等が規定された。

本省令は、改正令の規定に基づき、1,4-ジオキサンについて特別管理産業廃棄物に該当するものの基準等を定めるとともに、廃棄物処理基準等専門委員会の検討結果に基づき、廃棄物最終処分場からの放流水、地下水等の基準を改正するものである。

2. 改正の概要

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正

1) 1,4-ジオキサンについて特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基準を、以下の表に適合しないこととする。

	廃棄物の種類	基準
指定下水汚泥関係 (規則第1条の2第5項関係)	指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外)	0.5mg/L以下
	指定下水汚泥を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ)	5 mg/L以下
ばいじん関係 (規則第1条の2第8項関係)	ばいじん又はばいじんを処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ以外）	0.5mg/L以下
	ばいじんを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ)	5 mg/L以下
廃油関係 (規則第1条の2第10項関係)	廃油を処分するために処理したもの（廃油）	廃溶剤でないこと
	廃油を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ)	5 mg/L以下
	廃油を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外)	0.5mg/L以下
汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第1条の2第11項関係)	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ以外）	0.5mg/L以下
	廃酸又は廃アルカリ若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ）	5 mg/L以下

※ 廃油については、廃棄物処理法施行令において、廃溶剤（1,4-ジオキサンに限る。）と定められている。

ADMINISTRATION INFORMATION

- 2) 1,1-ジクロロエチレンについて特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基準を、以下の表のとおり変更する。

廃棄物の種類		基準
指定下水汚泥関係 (規則第1条の2第5項関係)	指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	1 mg/L以下 (現行0.2mg/L以下)
	指定下水汚泥を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	10mg/L以下 (現行 2 mg/L)
廃油関係 (規則第1条の2第10項関係)	廃油を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	10mg/L以下 (現行 2 mg/L)
	廃油を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	1 mg/L以下 (現行0.2mg/L)
汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第1条の2第11項関係)	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	1 mg/L以下 (現行0.2mg/L)
	廃酸又は廃アルカリ若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	10mg/L以下 (現行 2 mg/L)

- (2) 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正

- 1) 管理型最終処分場に埋立処分できる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に含まれる1,4-ジオキサンの量の基準及び1,1-ジクロロエチレンの量の基準を、以下の表のとおりそれぞれ設定及び変更する。

廃棄物の種類	基準	
	1,4-ジオキサン	1,1-ジクロロエチレン
燃え殻、ばいじん若しくは燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの(判定基準省令第1条第2項、第3条第2項)	0.5mg/L以下	1 mg/L以下 (現行0.2mg/L以下)
汚泥、指定下水汚泥及びこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの(判定基準省令第1条第8項、第3条第12項)		

- 2) 産業廃棄物を海洋投入処分する際に当該廃棄物に含まれる1,4-ジオキサンの量の基準及び1,1-ジクロロエチレンの量の基準を、以下の表のとおりそれぞれ設定及び変更する。

廃棄物の種類	基準	
	1,4-ジオキサン	1,1-ジクロロエチレン
有機性汚泥、動植物性残さ(判定基準省令第2条第1項、第4項)	0.5mg/kg以下	1 mg/kg以下 (現行0.2mg/kg以下)
無機性汚泥(判定基準省令第2条第2項)	0.05mg/L以下	0.1mg/L以下 (現行0.02mg/L以下)
廃酸又は廃アルカリ、家畜ふん尿 (判定基準省令第2条第3項、第5項)	0.5mg/L以下	1 mg/L以下 (現行0.2mg/L以下)

行政だより ——— ADMINISTRATION INFORMATION

(3) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令等の一部改正廃棄物最終処分場から排出される放流水の基準及び廃棄物最終処分場周縁の地下水基準、安定型最終処分場の浸透水の基準について、以下の表のとおり設定及び変更する。

(放射性物質汚染対処特措法施行規則に定められた埋立地からの放流水の基準及び最終処分場周縁の地下水基準、安定型最終処分場相当の最終処分場の浸透水の基準についても同等の措置を講ずる。)

	項目	基準
放流水基準 (管理型)	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下 (現行0.2mg/L以下)
	1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下
地下水基準 (全処分場共通) 浸透水基準 (安定型)	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下 (現行0.02mg/L以下)
	1,2-ジクロロエチレン (現行シス-1,2-ジクロロエチレン)	0.04mg/L※以下
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下

※ シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量

3. 施行期日

平成25年6月1日

4. その他

パブリックコメントの結果については、平成25年1月18日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について (お知らせ)」を参照ください。

また、1,4-ジオキサンにかかる検定方法については、別途、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法 (昭和48年環境庁告示13号)」を改正しています。

【連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

代 表 : 03-3581-3351

直 通 : 03-5501-3156

課 長 : 廣木雅史

課長補佐 : 木村 正伸 (内: 6872)

係 長 : 塩見 拓正 (内: 6873)

適正処理・不法投棄対策室

直 通 : 03-5501-3157

室 長 : 吉田 一博

室長補佐 : 野本 卓也 (内: 6885)

担 当 : 岩川 誠 (内: 6888)

廃棄物対策課

直 通 : 03-5501-3154

課 長 : 山本 昌宏

課長補佐 : 黒木 博志 (内: 6845)

新規入会会員紹介

正会員

関西チップ工業株式会社

代表者	船越 登
住所	〒532-0031 大阪府大阪市淀川区加島4-19-15-109号
電話番号	06-6685-3951
FAX番号	06-6685-3953
業務内容	収集運搬業 中間処理業



O S K 通 信

O S K / t s u s h i n

ここでは、社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成24年12月～平成25年2月）の概要を紹介します。

地球環境保全のための3R推進フォーラム

日 時：平成24年12月7日（金曜日）15時00分
 場 所：スイスホテル南海大阪/浪華の間
 テーマ：3R社会の未来
 基調講演：崎田 裕子（ジャーナリスト・環境カウンセラー）
 パネラー：福岡 雅子（大阪工業大学工学部環境工学科准教授）
 萩原 豪（パナソニック㈱モノづくり本部参事）
 山本 攻（大阪市立環境科学研究所 附設栄養専門学校長）
 片渕 昭人（副会長）
 コーディネーター：佐々木雅一（監事）



全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日 時：平成25年1月22日（火曜日）15時00分
 場 所：ザ・リッツ・カールトン大阪4階/ウェストルーム
 講 演：「産業廃棄物に関する国の取組みと動向」
 講 師：廣木雅史（環境省産業廃棄物課長）
 参画者：國中 賢吉（会長）、他15名

全国産業廃棄物連合会事務局責任者会議

日 時：平成25年2月1日（金曜日）15時00分
 場 所：アジュール竹芝/天平の間
 議 題：平成25年度事業計画骨子について
 制度問題等にかかる最近の動向について等
 参画者：松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
 龍野 浩一（事務局次長）

産業廃棄物処理業における リスクアセスメント推進研修会

日 時：平成25年2月6日(水曜日) 15時00分
場 所：天満研修センター
講 師：田中 正敏 (危機管理委員長)
高島 浩司 (危機管理副委員長)
伊藤 隆 (危機管理委員会委員)
川島 明修 (危機管理委員会委員)
國中 賢一 (危機管理委員会委員)
神藤 信六 (危機管理委員会委員)
福部 忠 (危機管理委員会委員)
松原 滋 (危機管理委員会委員)
矢野 裕二 (危機管理委員会委員)
川瀬 幸久 (危機管理委員会オブザーバー)
龍野 浩一 (事務局次長)
田中 千議 (事務局事業主任)
森川 雅美 (研修担当)
参加者数：74名



建設リサイクルに関する意見交換会

日 時：平成25年2月7日(木曜日) 13時30分
場 所：大阪合同庁舎第1号館第1別館3階/
第2会議室
議 事：建設リサイクルの現状等について
再生砕石の問題について等
参画者：浜野 廣美 (副会長)
矢野 裕二 (危機管理委員会委員)

なにわサンパイ塾

日 時：平成25年2月13日(水曜日) 13時30分
場 所：大阪府産業廃棄物協会/会議室
内 容：参加者からの質問についてのグループ
ディスカッション
情報伝達能力を鍛えるコミュニケーション
トレーニング
組織広報委員からの産廃小ネタトーク
質疑応答
司会進行：片渕 則人 (組織広報委員会委員)
進行補助：白坂 悦夫 (組織広報委員長)
高田実佐大 (組織広報委員会委員)
高好 健二 (組織広報委員会委員)
田中 公治 (組織広報委員会委員)
國中 雅之 (組織広報委員会オブザーバー)
渋谷 和義 (組織広報委員会オブザーバー)
福田 勝 (組織広報委員会オブザーバー)
龍野 浩一 (事務局次長)
福原 睦美 (事務局総務主任)
内海 浩子 (事務局業務担当)
参加者数：21名



その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会に参画しました。

第2回大阪マラソン・ チャレンジラン

平成24年11月25日開催



大阪の街を約3万人のランナーが駆け抜ける第2回大阪マラソン・チャレンジランが開催されるにあたり、昨年に引き続き、大阪マラソン組織委員会事務局から当協会に大量に排出されるペットボトルやコーステープなどの処理の依頼がありました。これも第1回大会においてボランティアでご協力いただいた会員企業による廃棄物の回収・処理が迅速かつ適正なものであり、他ではなし得なかったからだと自負いたしております。今回も会員企業にボランティア協力の呼び掛けを行ったところ多数のお申し込みをいただき、調整の結果7社の企業にご協力いただきました。

ご協力いただいた会員企業

関西興業株式会社	株式会社さつき
信和商事株式会社	株式会社大恵
株式会社大建工業所	株式会社布施興業
株式会社マルサン	

※五十音順

普段とは勝手の違う作業であったにも関わらず、ランナーが走る前よりも大阪の街を美しくして下さった皆様をご紹介いたします。

株式会社さつき

大阪マラソン 各廃棄物御対応業者並びに関係者皆さま 大変お疲れさまでした。

快晴の天气に恵まれ、今回で二回目の参加が出来たことを感謝いたします。

弊社は25km、30km、32.5km、35km 給水所のペットボトル担当でしたが、初回と違って道路規制解除後の回収だったこともあり現場付近、区間移動は渋滞でした。

ポイント到着しても他の器材回収車とバッティングし、駐車スペースの確保も出来ない所もありました。

産廃・一廃・古紙類が混合の一山状態だった為、一袋ずつ確認してからの回収を行いました。又、残念なことに昨年出来ていた「分別」が徹底してなく異物（紙コップ）残渣（バナナ・お菓子）混入状態が目立ちました。（帰社後、再度分別いたしました）

次回も参加機会があれば、気持ち良い回収がしたいものです。最後に、大阪市の行事に参加できたことを本当にうれしく思います。



(株)マルサン



信和商事(株)



(株)大恵



大建工業所



(株)布施興業



関西興業(株)



廃棄物処理先進事例調査

再生処分会の廃棄物処理先進事例調査の第4回目として、平成25年2月22日に香川県観音寺市にある株式会社パブリック（三野輝男・代表取締役社長）・本部事業所を訪問した。

「トンネルコンポスト方式（バイオトンネル）」により一般廃棄物等を発酵・乾燥し、有機肥料の原料と固形燃料に再生する事業に取り組まれており、実用化すれば日本初の事例となる。その先進性が認められ、昨年5月には香川県三豊市と一般廃棄物の処理委託に関する協定を締結している。

同社の概要は以下のとおりである。

第4回 株式会社パブリック・本部事業所

URL：http://www.public-g.com/

所在地：香川県観音寺市大野原町福田原241-1

1. 沿革

- 昭和48年 創業 一般廃棄物収集運搬業を開始
- 昭和52年 産業廃棄物収集運搬業を開始
- 昭和61年 産業廃棄物最終処分業（安定型埋立）を開始
- 昭和63年 産業廃棄物最終処分業（管理型埋立）を開始
- 平成12年 観音寺市の容器包装リサイクル事業を受託
- 平成14年 食品リサイクル用堆肥化施設およびセメントリサイクル用圧縮機を設置



塩見部会長の挨拶

現在、四国全域の一般廃棄物と産業廃棄物の処理を網羅し、グループ企業10社、社員280名、年商34億円の、いわゆる「老舗」である。また食品をはじめとする有機性廃棄物のリサイクルについては、同リサイクル法が施行された平成14年以前から地元の自治体と連携し、さらに香川大学との共同研究等により「トンネルコンポスト方式（バイオトンネル）」を導入することとなった。

2. グループ企業・事業所と処理・リサイクルの概要

株式会社パブリック

本部事業所 破碎 (112 t/日) ①木くず

破碎 一般廃棄物

有限会社丸亀リサイクルプラザ

丸亀工場 選別 (16 t/日) ①汚泥 ②廃酸 ③廃アルカリ ④廃プラスチック類
⑤動植物性残渣

発酵乾燥 (4 t/日) ①汚泥 ②廃酸 ③廃アルカリ ④動植物性残渣
⑤動物のふん尿

発酵乾燥 一般廃棄物

満濃工場 破碎 (16 t/日) ①動植物性残渣

堆肥化 (20 t/日) ①汚泥 ②廃酸 ③廃アルカリ ④動植物性残渣

※農林水産大臣・環境大臣登録再生利用事業認定

三豊オーガニックステーション

堆肥化 (20 m³/日) ①汚泥 ②動植物性残渣

堆肥化 一般廃棄物

本部事業所で破碎された木材チップが堆肥のベースとなる。また減容固化 (RPF化) については、各工場から排出される残渣プラスチック、発酵しない木くず、防腐処理や塗装処理されている物を処理し可能な限り焼却を避け、リサイクルを促している。

丸亀工場では、パッケージやプラスチック製の容器等と内容物(食品)を選別する作業や食品の飼料化(一部は香川大学との共同研究成果である液体飼料化)、発酵乾燥機による肥料化を行っている。

満濃工場では、50mにも及ぶ攪拌式スクープ(プール)に有機廃棄物を投入し、約6ヶ月をかけて攪拌し発酵させながら出口まで押し出していき、堆肥にしている。

隣接の協力業者と併せ7万m²もの広大な敷地を利用しながら年間2,500tを堆肥として製品化している。

三豊オーガニックステーションでは、通期堆積方式によりコンクリート建屋内の壁三面に有機廃棄物を積み上げ、床面から空気を送り込んで発酵させ、堆肥化し、袋詰め、商品化まで行っている。

発酵においてはバクテリア(分解細菌)が重要だが、以上の全工場の前工程で堆肥化された物とそれ以外の有機廃棄物を混合して処理に移るための作業があり、ここに同社による長年のノウハウがある。さらに堆肥化した物の効果や農家に対する有効な使用方法を提案するため、平成21年から7,000m²もある試験農場において実証研究も行っている。

このように各グループ企業や事業所が連携し、搬入量、処理能力、販売態勢のバランスを確保することにより、有機廃棄物のリサイクルが円滑に行えるのである。



三野社長より挨拶

3. トンネルコンポスト方式（バイオトンネル）



鎌倉次長による説明

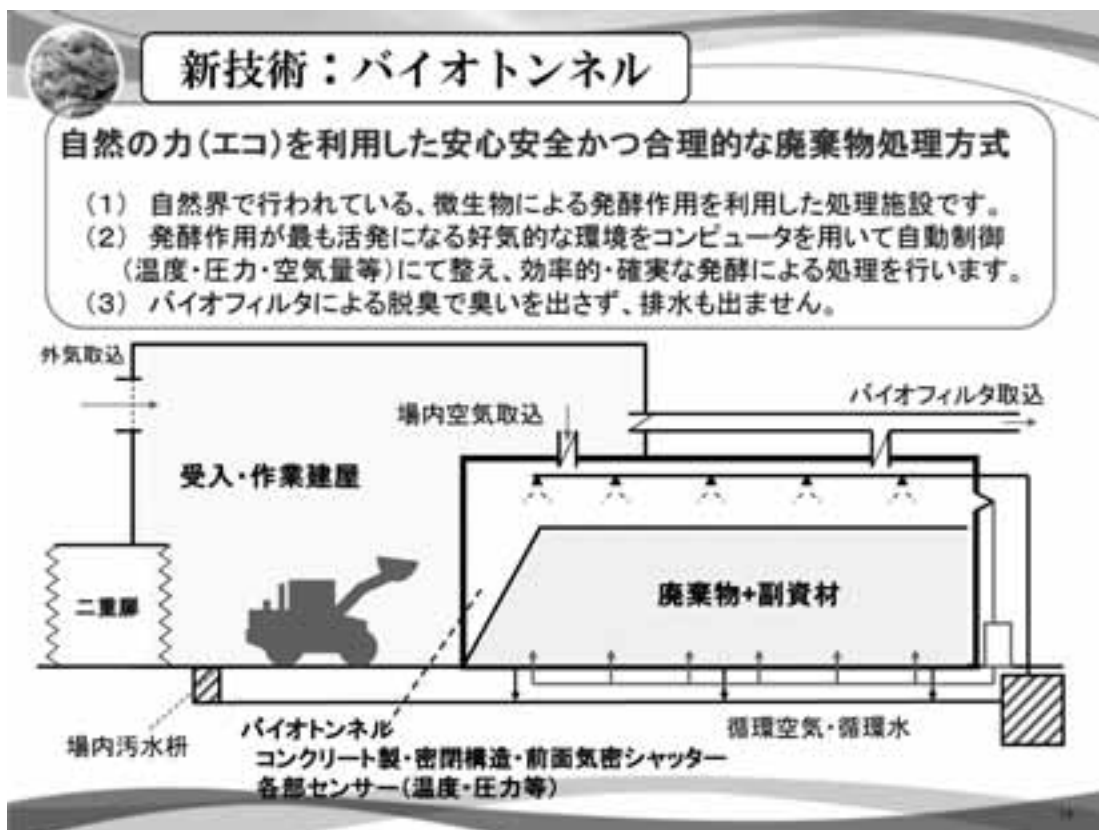
この方式によるメリットは、

- ① 残渣の発生が少なく、資源利用率が高い。
- ② 施設・設備を負圧化した建物内に入れ、その中の空気をバイオフィルター処理することにより臭気漏れを大幅に抑制できる。
- ③ 発酵という極めてシンプルな手法で乾燥を行うため、化石燃料の使用を抑制し、CO₂の排出を抑制できる。
- ④ 焼却を伴わないため、ダイオキシン類が発生しない。
- ⑤ 施設の構造が複雑ではないため、設備投資等が安価で済む。

わが国では、あまり聞き慣れないが、欧州では広く認知され、多くの実績も残している方式である。大きな筒のような形をしたコンクリートの箱の中に廃棄物を投入後、密封して水分調整し、生ごみのような一般廃棄物や有機性の産業廃棄物内のバクテリアが繁殖（発酵）するために最適な温度及び酸素濃度を全て監視、システム制御している。これらの廃棄物は分解され有機肥料の原料となり、他方、一緒に投入したプラスチック製の容器等は発酵熱により乾燥し、固形燃料(RPF)の原料となる。

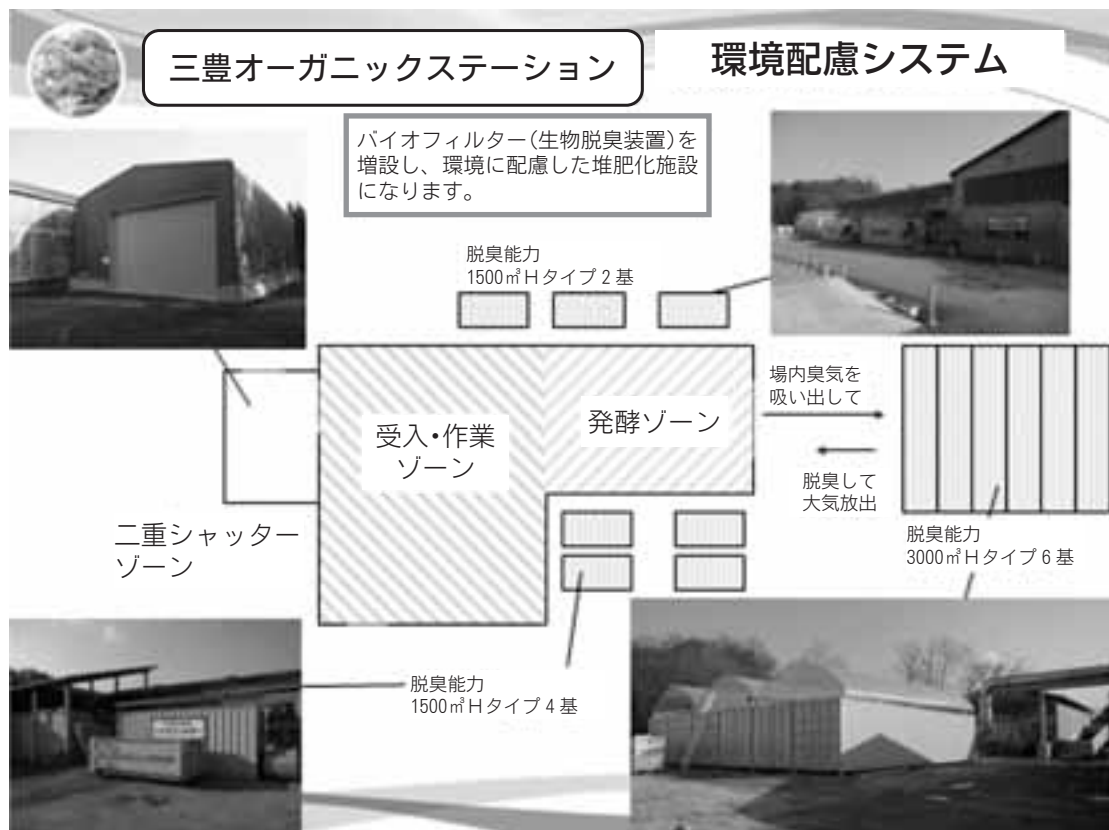


バイオトンネル



4. 質疑応答（抜粋）

- Q 1 「トンネルコンポスト方式（バイオトンネル）」で、生ごみのような一般廃棄物や有機性の産業廃棄物は、腐食により乾燥せず泥状になってしまうのではないかと？
- A 1 バクテリアの繁殖に適切な空気を送り込むことにより、嫌気性発酵（メタン発酵）ではなく、好気性発酵を行うので分解熱が発生し、そのようなことにはならない。なお送り込まれる空気が通過してしまわないために、コンクリートの箱内の下部には剪定枝等を入れ空間を作り、生ごみを破碎した物と堆肥化した物を混合し積み上げて密封する。
- Q 2 発酵が進んでいない初期には水分が出ないか？
- A 2 排水はピットに集められて循環水として噴霧され、発酵促進に利用する。
- Q 3 1バッチの期間と処理量は？
- A 3 1基のバイオトンネルの発酵期間は3週間、年間処理予定数量は一般廃棄物・産業廃棄物とも各1万t、計2万tとなっている。
- Q 4 自治体による焼却のコストは一般に40～50円/kgだが、「トンネルコンポスト方式（バイオトンネル）」の場合はどうか？
- A 4 現在、三豊市による焼却のコストが24円/kgであり、それを下回る価格を設定するため、コストダウンを図っていく。
- Q 5 「トンネルコンポスト方式（バイオトンネル）」の要となるバイオフィルタは、活性炭や科学的排ガス処理とはどのように違うのか？
- A 5 現在、三豊オーガニックステーションでは、通気堆積方式による処理施設建物内で発酵臭気も含め、バイオフィルタで処理、脱臭能力が1,500m³/hのもの7基、3,000m³/hのもの6基を装備し、施設の容積の約3倍に相当する能力で脱臭し、アンモニアに至ってはほぼ100%除去できることが実証済みである。



5. まとめ

「トンネルコンポスト方式（バイオトンネル）」は、廃棄物と堆肥の混合率、温度と空気量の制御等といった同社の長年にわたるノウハウの賜物である。また自治体ごとの廃棄物の発生量、堆肥やRPFの使用先等といった地域の事情を把握することも含め、そのようなノウハウを基に、大阪府域での事業化を想定した場合、課題は多いが、バイオフィルタ等はすぐにも検討可能であるように思われ、非常に有意義な先進事例調査となった。



星山副部長による謝辞

【あしがき】

株式会社パブリックの先進事例調査で最も印象に残ったのは、三野社長、社員の皆さんが前向きでチャレンジ精神旺盛であることです。四国地域内での限られたエリアでの競争には、関西圏の市場とはまた違う特色を出しながら他社よりも一歩先をリードしていかなければならない難しさを感じ、同じ処理業者として学ぶ点が多かったように思います。

同社のCSR報告書には、「パブリックとは、社会正義という意味なんだよ」という中坊公平氏（元日本弁護士連合会会長）の言葉からはじまっています。同社にとっての社会正義とは、新しく正しいことで地域社会を切り開くことであると感じました。その長年の継続する信念とエネルギーに、お客様や市民、県民の方、行政等が協力していることが、素晴らしい企業であることの証なのでしょう。

最後になりましたが、お忙しい中、最後までご対応くださいました三野社長様、三野常務様、金崎部長様、鎌倉次長様に、貴社の多くのノウハウを惜しみなく、ご説明いただきましたことに深く感謝申し上げます。「トンネルコンポスト方式（バイオトンネル）」の1日も早い本格稼働と、今後のご発展を祈念しております。

(文責) 馬場 孝至



本部事業所入口前で記念撮影



Member

会員紹介

Information

会社名	関西クリアセンター株式会社		
住所	大阪府堺市西区築港新町三丁27番地17		
代表者名	伊山権一	代表者役職	代表取締役
従業員数	16名	会社設立日	昭和45年3月

H I S T O R Y



代表取締役

伊山権一

インタビュー

事業内容 ● 産業廃棄物の処分業、産業廃棄物収集運搬業
 ● 産業廃棄物の中間処理施設（種類／汚泥・燃え殻・ばいじん）
 URL：http://www.kansai-cc.com

沿革

- 昭和40年 伊山商店設立、大阪府八尾市にて再生資源業許可【公安委員会】を取得し創業
- 昭和47年 焼却釜設置（金属回収）
- 昭和58年 産業廃棄物収集運搬業許可取得
- 平成2年 焼却炉入れ替え
- 平成7年 廃棄物再生事業者登録取得（金属くず）【大阪府】
- 平成9年4月 産業廃棄物部門の環境カウンセラーとして環境省に認証登録
 関西クリアセンター株式会社に社名変更
- 平成13年8月 産業廃棄物処分業許可取得【大阪府】
 中間処理（固化）許可品目：汚泥 活性炭脱臭機20㎡×2基導入
- 平成15年12月 産業廃棄物処分業許可能力変更
 中間処理（固化）許可品目：汚泥 固化混合機変更・新スクラパーの増設風量150./min
- 平成17年4月 オゾン脱臭機増設
- 平成18年3月 ISO14001認証取得
- 平成18年4月 エコ商品販売開始
- 平成19年1月 スクラパー能力増強 風量150./min→ 風量800./min×2基
 電子マニフェストシステム加入
 蛍光X線分析機（OURSTEX160II）導入
- 平成20年4月 島津分光光度計Uvmini-1240導入
- 平成21年1月 大阪府E3実証事業（エコ燃料実用化地域システム実証事業）参加
- 平成22年1月 八尾市から堺市へ本社移転
- 平成22年4月 産業廃棄物処分業許可取得（堺市）
 中間処理（混練）
 許可品目：汚泥・燃え殻・ばいじん
 処理能力：1,200㎡/日
- 平成23年2月 産業廃棄物処分業変更許可取得（堺市）
 汚泥の中間処理方法の追加
 追加内容：中間処理（固化）
 許可品目：汚泥
 処理能力：320㎡/日

I N T E R V I E W

産業廃棄物の適正処理で環境問題に取り組む。

得意とする“酸性系のスラッジ”の処理をはじめ、多様化する廃棄物に柔軟に対応!

●本日はお忙しいところ、ありがとうございます。ホームページを拝見しますと、いろいろな廃棄物の処理を引き受けていらっしゃるようですね。

当社は、汚泥・燃え殻・ばいじんの固化、混練、無害化を行っています。これら産業廃棄物をセメント会社の原料や精錬会社で原料化するなどリサイクルに力を入れた処理を行っています。しかしながら、当社で扱っている廃棄物は性状の安定化が難しい物も多く、そのようなものは無害化の処理を施したうえで、フェニックスをはじめ、最終処分場で埋立処分をしています。

●最終処分している事も多いという事ですが、リサイクルの要望が多いのではないですか。

確かに、リサイクルの要望は多いですね。いくらでもお金をかけても良いのであれば、たいいていのはリサイクルできるかもしれません。しかし、莫大なエネルギーをかけて無理やりにリサイクルするのは環境にやさしい事でしょうか？リサイクルも大切ですが、廃棄物の性状によっては無害化をして埋立処分することも必要だと考えています。



INTERVIEW

●「他社には負けないぞ」という御社の特色を教えてくださいませんか。

元々は汚泥を専門に扱い、今では燃え殻・ばいじんも扱っていますが、一番の得意としているのは企業系汚泥、特に酸性系のスラッジの処理です。酸性系のスラッジのことなら、是非、わが社にお問い合わせください。

もう一つの大きな強みの一つは小口対応です。一斗缶、ドラム缶単位といった小口の廃棄物の受入にもきめ細かく対応しています。特に関西は中小企業の多い地域なので、小口対応は喜ばれることが多いです。

●政権が代わり、株価上昇など明るい話題も出ておりますね。この先、景気が良くなれば廃棄物も増えていきそうですか。

企業系汚泥といっても、皆様ご存じのとおり、海外メーカーとの競争に苦戦している電機メーカーが我が社の主な顧客なんです。お客様も困り、我が社も困っているというのが実情です。また、電機メーカーだけではなく製造拠点が海外シフトしているため、この先、企業系汚泥はどうなっていくのか非常に憂慮しています。我々も海外進出しなければならぬ時代なのかもしれませんね。



年々拡大する事業。八尾市から堺市への移転を決断。

廃棄物処理業のパイオニアを目指して最新施設を導入!

●平成22年に本社を移転されましたが、その狙いは何だったのでしょうか。

八尾で事業を行っていた当初は、周りには何もないような場所だったのですが、準工業地域であったため、周りに工場やマンションが増えてくるようになりました。排水は全てクローズで処理し外部には出さないなど環境には万全の配慮をしておりましたが、このような周辺環境の変化で仕事がしづらくなってきました。それと共に、事業が拡大し、工場も手狭になってきたこともあり、移転を考えるようになりました。そのような状況の下、土地を探していたところ、今の場所が見つかり移転することとしました。ここは同業者も多くて事業がやりやすく、移転は大成功だと思っています。



●この事業所について教えてくださいませんか。

ここ、関西クリアセンター本社工場は敷地面積約2,100㎡、最大処理能力は1,520㎡/日、平成22年にオープンした新しい施設です。元々は汚泥を専門的に扱っていましたが、八尾で事業をしていた時からの長年の積み重ねの経験で培われたノウハウで、今では、燃え殻・ばいじんの処理も行っています。近年ますます多様化傾向にある廃棄物ですが、適正な処理を迅速にすることをモットーにしています。

I N T E R V I E W

●八尾でお仕事をされていた時は、焼却炉も持たれていたんですね。

元々、銀紙を焼却して金属を取り出すようなことをしていたのですが、ダイオキシンの規制で焼却炉を持つことができなくなりました。事業転換しなければならなくなり、破碎施設や廃油の処理など色々と考えましたが、あまり誰もやっていないことをやろうと考え、今の仕事をするようになりました。

●ここは海に近く、プラントに対する塩害など苦慮されたのではないですか。

塩害対策もありますが、ここは風が強いため台風の対策が大変です。最近の台風で工場の窓の多くが割れてしまいました。風力発電に参入しようかと思うくらい風が強いので大変です。

でも、台風や塩害よりも津波対策が一番の心配事です。東日本大震災を教訓に災害に対する対策に本格的に取り組まなければならないと考えております。しかしこの地域は津波などが来ると、移動が制限されているため、高い場所への避難など対応が限られているのが悩みです。



更なる飛躍を目指して…

飛躍は地域と共に!

●ホームページを拝見しますと、「地域と共に歩む」ことを宣言されていますが、具体的にはどのような活動を行っていらっしゃいますか。

まだこちらに来て間もないですが、周辺地域の清掃や車両に付着した泥を落とすなど、地域の美化活動に努めています。

特に我々、環境産業に携わっている者は、地球環境に配慮し自然と共生していかなければなりません。そのためには、まずは自分たちの地域の環境美化活動をして信頼される事業所になればいけないので、日頃から周辺住民の方達とコミュニケーション活動を深めるための周辺清掃活動を定期的に行っています。周辺清掃活動は、路地裏などへも常に人の視野が広がるため、地域の防犯や安全対策にも効果を発揮しています。



●廃棄物処理だけではなく、省エネルギーを提案されているようですが、どうしてそちらの分野にまで進出しようと思われたのでしょうか。

今、環境対策は企業活動の最重要課題となっています。これからは、単なる産業廃棄物処理業というのではなく、環境事業という立場で、お客様の環境に関するニーズにトータルに応えていかなければならないと考えています。

CO₂や原子力発電所の停止に伴う電気料金の上昇など、エネルギー問題が大きくなっています。このような状況の下、お客様と話をしても省エネなどのニーズが年々高まっているため、太陽光発電やLEDなどの環境関連商品を扱うようになりました。

今では、仕事の話をするときは環境関連商品を通して省エネ対策から産業廃棄物の話題を持っていく方がスムーズに事が進むことも多く、環境関連商品は重要な営業ツールとなっています。

●最後に、今後の事業展開などのお話をお聞かせいただけますか。

海外展開・エネルギー・廃棄物処理を今後の事業展開の三本柱にしていきます。

日本の製造拠点が海外にシフトしており、特に我が社が扱っているような企業系汚泥は、減少していくことは確実です。国内市場だけを見ていて廃棄物処理をしている時代ではなく、これからは海外に進出していかねばなりません。処理技術の提供など廃棄物処理業者の強みを活かした海外進出を考えています。

エネルギー問題に関する企業の意識は年々高まっており、そのようなニーズに対応するために環境関連商品に力を入れるだけではなく、こちらの工場に風力発電設備や太陽光パネルを設置するなどしていきたいですね。

現在、廃棄物は可能な限りリサイクルするような流れになっており、今後もそのような傾向は強くなるでしょう。しかしながら、廃棄物によってはリサイクルに不向きなものも必ず出てくるので、これからもリサイクル技術と埋立処分するための無害化技術の双方を高めていきたいと考えています。



代表取締役の伊山権一様（中央）、伊山雄太様（右）、西川慎吾様（左）。取材では大変お世話になりました。

わが社のホープ！

（頑張っている従業員の紹介）

氏 名	西 川 慎 吾
役 職	営 業 部
仕事内容	<p>入社して8年4カ月ほどになります。最初は現場で5年間、廃棄物の引き取りから工場での作業を経験し、その後、受付・マニフェスト管理・材料発注などを経験し、1年程前より営業の仕事をして現在に至ります。まだまだ分からないことも多いですが、周りの人に支えられながら仕事をしています。</p> <p>新規のお客様を増やすため、飛び込み営業などもしています。なかなか結果に結びつくことは少ないですが、関西クリアセンターで一番の営業マンになれるよう、日々、奮闘しています。将来は「関西クリアセンターに西川あり！」と言われるような営業マンになりたいですね。</p> <p>毎日、忙しくて疲れることも多いですが、4年生の息子と2年生の娘のためにも頑張ります。</p>

会社から の一言

わが社では現場が基本との考えの下、最初は5年ほど現場作業を経験してもらいました。その後一通りの業務を経験してもらい、今は営業の仕事をしてもらっています。

仕事ぶりを見ていても、直球勝負で「仕事を下さい！」という姿勢でお客様のところに飛び込んでいるようです。また、物怖じしない性格なのでしょうか、気が付くと社長の心をガッチリ掴むという天性の才能を持っている営業マンです。

まだ、営業の仕事をして間もないため、色々悩んでいるようですが、向上心が人一倍強い彼なら、将来はわが社の経営を引っ張っていく人材になるでしょう。期待しています！

**新刊
紹介**
佐藤 泉

『廃棄物処理法重点整理～弁護士の視点からみる定義・区分と排出事業者～』
(TAC出版 2012年)



廃棄物処理法は、本当に難しい法律です。度重なる改正によって条文の修正や追加が多く、準用、政省令への委任も複雑なため、迷路のような構造となっています。本書は、法律を読み、通知を参照し、判例を検索しながら個々の事例を多く取り上げることによって、実務に役立つような環境関連法専門の弁護士の視点からの解釈を収載しています。廃棄物事業者、排出事業者必読の1冊です。

(株)オフィスTMのサイトから引用

廃棄物処理法編集委員会編

『廃棄物処理法の解説 平成24年度版』
(日本環境衛生センター 2012年)



地方自治体や企業の第一線で廃棄物に取り組んでおられる方々や廃棄物処理法をもっとよく理解したいという方々のために、的確な逐条解説で応える解説書です。

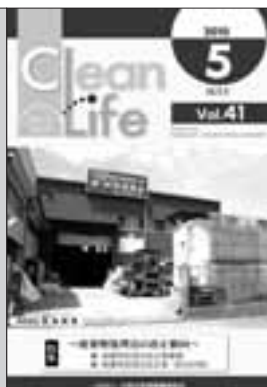
(一財)日本環境衛生センターのサイトから引用

Clean Life

クリーンライフ

これまでに発行したClean Lifeのバックナンバーをご用意しております。数に限りがございますので、ご希望の方はお早めに事務局までご連絡下さい。

● 廃棄物処理法の改正動向



第41号 (平成22年5月28日発行)

● 続・廃棄物処理法の改正動向



第42号 (平成22年9月13日発行)

● 汚染土壌の処理業に関するガイドライン (暫定版)



第43号 (平成22年12月3日発行)

● 改正廃棄物処理法政省令(新旧対照)



第44号 (平成23年4月1日発行)

● 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル



第45号 (平成23年5月27日発行)

● どうする? 東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理



第46号 (平成23年8月31日発行)

● 放射性廃棄物の処理



第47号 (平成23年12月2日発行)

● 大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針



第48号 (平成24年3月26日発行)

● 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案要綱



第49号 (平成24年5月25日発行)

● 全国産業廃棄物連合会各正会員企業企業の基礎情報等に係る調査結果



第50号 (平成23年9月18日発行)

● 市町村等が処理する産業廃棄物：平成13年大阪市告示第310号及び産業廃棄物取扱要項の廃止について



第51号 (平成24年12月7日発行)

BACK

バックナンバーのご案内

NUMBER

連絡先：社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016



社団法人 大阪府産業廃棄物協会の

出版物



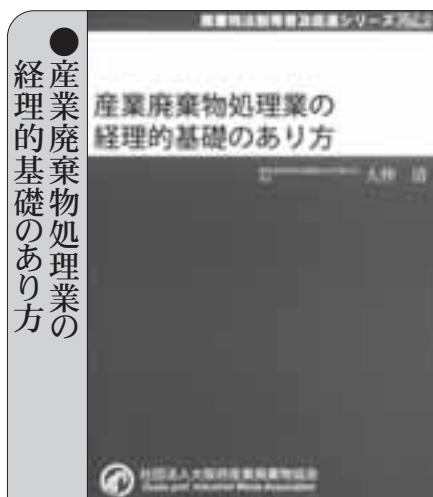
よくわかるシリーズ1
2012年12月1日発行



よくわかるシリーズ2
2012年12月1日発行



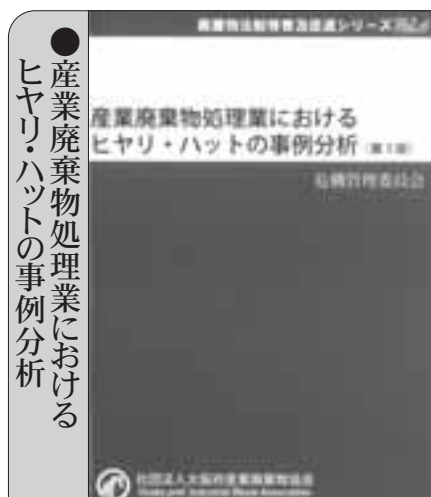
廃棄物法制等普及促進シリーズVOL1
2009年4月1日発行



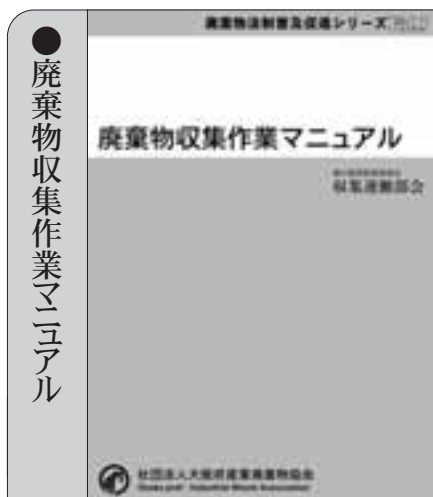
廃棄物法制等普及促進シリーズVOL2
2010年3月31日発行



廃棄物法制等普及促進シリーズVOL3
2011年3月31日発行



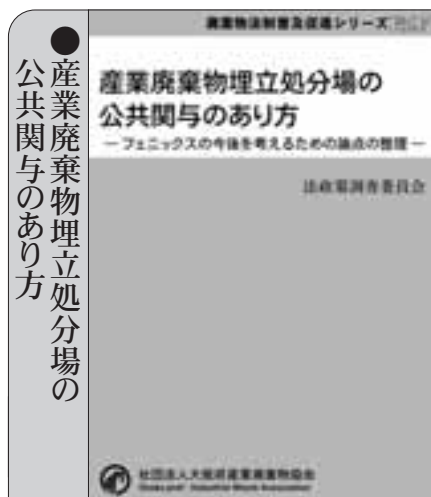
廃棄物法制等普及促進シリーズVOL4
2011年12月1日発行



● 廃棄物収集作業マニュアル



● 循環資源市場実態レポート



● 産業廃棄物埋立処分場の公共関与のあり方

連絡先：社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016



編集後記

今の時期になると花粉症に悩まされる人が多く、街中でもマスクをした方が増え始めます。花粉症で悩まされることの無い私は、マスクをしている人を「大変だなあ〜」と他人事のように感じていましたが、今年は、「PM2.5」という物質が中国から風に乗って運ばれてくるようで、マスクのお世話になりそうです。

有害物質を含んだ濃霧で景色が霞むほど大気汚染が深刻化している中国の状況は、テレビでは連日のように報道されています。大気汚染物質の拡散は止めることができないので、隣国で起きているこの問題は他人事ではないですね。

今、大気汚染が問題となっているようですが、地下水汚染も問題となっているようです。有害物質を含む工場排水を高圧ポンプで地下に注入するという会社もあるそうです。

日本も、戦後の経済成長が最優先で環境保全が後回しにされた時代があり“四大公害病”が発生しました。そのような時代を経て、環境保全を考える国になりました。

中国の経済成長は、まだ続くようですが、早く環境保全を考える国になってほしいものですね。

(事務局 T)

社団法人大阪府産業廃棄物協会の

分かりやすくコンパクト 必携の一冊



よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠なマニフェストのしくみを分かりやすく解説！本冊子ではマニフェストの書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末には産業廃棄物協会に寄せられる質問の代表的なものをQ&A方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。



よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権原から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬でよく質問される事柄をQ&A方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。



Clean Life vol.52

クリーンライフ

第52号



平成25年3月27日発行

発行責任者 社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012

大阪市中央区谷町3-4-5

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会 長 國 中 賢 吉

組織広報委員長 白 坂 悦 夫

